

総合リハビリテーション 推進センター所報

The annual report of the Inclusive Rehabilitation Center

令和 5 年度（第 3 号）

2023（Issue 3）



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市総合リハビリテーション推進センター

Kawasaki City Inclusive Rehabilitation Center

ごあいさつ

川崎市総合リハビリテーション推進センターは、川崎市の障害の種別にとらわれない地域リハビリテーション体制構築の歴史を踏まえて２０２１（令和３）年４月に設立されました。全国初の障害者更生相談所と精神保健福祉センターの統合施設であり、川崎市の全世代・全対象型地域包括ケアシステム構築の総合的技術センターです。当センターは障害の種別等にとらわれない地域リハビリテーションの推進とインクルーシブな地域の開発に取り組むことが期待されています。

所報第３号は、開設３年目である２０２３（令和５）年４月から２０２４（令和６）年３月までの活動をまとめています。その活動は多岐にわたるため、第２号に続き、所報の冒頭に総括報告を設けました。活動の記録として、今後の発展のための資料として、役立つことを願っています。

川崎市総合リハビリテーション推進センター

所長 竹島 正

Foreword

The Kawasaki City Inclusive Rehabilitation Center (KCIRC) was established in April 2021 based on the historic effort to build a community rehabilitation system, regardless of the type of disability. It is the first facility in Japan to combine a rehabilitation consultation center and a mental health and welfare center, which is also a comprehensive technical center for building a community comprehensive care system for all generations and all subjects in Kawasaki City. The center is expected to promote community rehabilitation and the development of inclusive communities.

The third issue of the Center's report summarizes its activities from April 2023 to March 2024 (the third year of its establishment). As with the first issue, the activities cover a wide range of areas, so a summary report is provided at the beginning. We hope that it will be useful as a record of our activities and as a resource for future development.

Tadashi Takeshima

Director, Kawasaki City Inclusive Rehabilitation Center

目 次

ごあいさつ

総括

I 総合リハビリテーション推進センター概要

1 施設

(1) 総合リハビリテーション推進センター（総務・判定課、企画・連携推進課・こころの健康課・南部地域支援室）	1
(2) 中部地域支援室	1
(3) 北部地域支援室	1
(4) こころの相談所	1

2 沿革

(1) 総合リハビリテーション推進センター	1
(2) こころの相談所	4

3 組織及び業務内容

	5
--	---

4 職種別職員数

	6
--	---

II 業務実績

1 人材育成

(1) 普及啓発	7
(2) 法定研修	11
(3) 技術援助・組織支援・連携協力	13
(4) 外部機関視察	16

2 調査研究等

(1) 総合リハビリテーション推進センター研究倫理及び利益相反に関する懇談会	17
(2) 川崎市共生社会研究会	18
(3) 総合リハビリテーション推進センター勉強会	19
(4) 「ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージ」	19
(5) 総合リハビリテーション推進センターの調査研究	19

3	身体障害者関係業務	
(1)	業務内容	20
(2)	判定取扱件数	21
(3)	補装具種目別交付判定件数	22
(4)	特例補装具判定状況	22
(5)	更生医療判定件数	23
(6)	各種事業の実施状況	24
4	身体障害者手帳関連業務	
(1)	業務内容	27
(2)	身体障害者手帳障害程度審査件数	28
(3)	社会福祉審議会障害程度審査部会	28
(4)	社会福祉審議会指定医師審査部会諮問件数	29
(5)	カード形式障害者手帳切替え受付件数	29
5	知的障害者関係業務	
(1)	業務内容	30
(2)	月別判定・評価実施状況	31
(3)	福祉事務所別判定・評価実施件数	31
(4)	療育手帳判定実施時の状況（書類判定を除く）	32
(5)	重複障害の状況（身体障害者手帳所持者数）	33
(6)	心理・職能検査の実施状況	33
(7)	在宅障害者地域サービス事業	33
6	精神保健福祉関連業務	
(1)	業務内容	35
(2)	自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定業務	37
7	精神医療審査会	38
8	精神保健福祉相談	
(1)	こころの電話相談	40
(2)	特定相談及びその他の相談	41
(3)	思春期電話相談（特定相談事業）	41
(4)	依存症対策	42
9	こころの相談所（診療業務）	
(1)	診療時間	44

(2) 診療実績	44
10 精神科救急	
(1) 精神科救急医療体制の概要	46
(2) 精神科救急医療情報窓口	47
(3) 精神保健福祉法条文別の診察結果等状況	47
(4) こころの健康課・地域支援室等事例検討会議	48
(5) 措置入院者の退院後支援	48
11 地域移行・地域定着支援体制整備事業、医療観察法	
(1) 地域移行・地域定着支援体制整備事業	49
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（構築推進事業）	51
(3) 医療観察法対象者への地域支援	52
(4) 入所施設からの地域移行（地域定着支援）事業	53
12 社会的ひきこもり対策事業	
(1) 全支援状況	55
(2) 新規相談状況	55
(3) 継続支援（ケース登録）状況	56
13 自殺対策	
(1) 川崎市の自殺の現状	57
(2) 調査研究等	57
(3) 普及啓発	57
(4) 人材育成	58
(5) 自死遺族支援	58
14 リハビリテーション専門職による子どもの発達の評価・助言	
(1) 業務内容	59
(2) 相談取扱件数	59
15 子ども発達・相談センター（きつずサポート）業務	
(1) 業務内容	60
(2) 相談件数	61
16 医療的ケア児・者等支援拠点業務	
(1) 相談件数	63
(2) 年度末継続ケースの状況	63

1 7	あんしん見守り一時入院事業	
(1)	目的	64
(2)	対象者	64
(3)	実績	64
1 8	入所調整関係業務	
(1)	障害児入所施設入所調整会議	65
(2)	障害者入所施設の入所調整	65
1 9	高齢者関係事業	
(1)	高齢者分野における地域リハビリテーション体制の構築	66
(2)	地域リハビリテーション支援拠点事業の概要	66
(3)	地域リハビリテーション支援拠点の運営支援	68
(4)	高齢者分野における相談支援・ケアマネジメント体制の強化	68
(5)	医療・介護連携の推進	69
(6)	介護・福祉従事者の人材育成	70
【参考】各種手帳等件数（令和6年3月31日現在）		
(1)	川崎市の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付数	71
(2)	身体障害者手帳所持者数	72
(3)	身体障害者手帳所持者数の推移	73
(4)	療育手帳所持者数（判定のみ受けている方も含む）	74
(5)	療育手帳所持者数（判定のみ受けている方も含む）の推移	74
(6)	自立支援医療（精神通院医療）	75
(7)	精神保健福祉手帳所持者数	75
(8)	精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	76

総括

A はじめに

川崎市は、高齢者をはじめとして、すべての市民が住み慣れた地域や自らが望む場で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステム（以下、「全世代・全対象型地域包括ケアシステム」という。）の構築を進めている。

総合リハビリテーション推進センター（以下「総合リハ推進センター」という。）は、「川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例」に基づき、障害者更生相談所と精神保健福祉センターの機能を中核としつつ、高齢者や障害児も含めたサービスの質の向上やネットワーク化を推進する保健医療福祉の全市的な連携拠点として設置された。

具体的な役割として、地域リハビリテーションセンターの統括を行うとともに、民間の施設・事業者も含めた全市的なサービスの質の向上を図るため、保健医療福祉サービスに関する調査研究・連携調整・人材育成を推進することとされ、地域リハビリテーション体制の基本理念（総合性、専門性、地域性、連続性）を踏まえ、誰も取り残されない社会の実現に向けての総合的技術センターの役割を果たすことが期待されている。

所報第3号は、2023（令和5）年4月から2024（令和6）3月の1年間の業務をまとめたものである。1年間を振り返り、今後の課題と取組を明らかにしたい。

B 構成

総合リハ推進センターの業務実績を、「全体調整及び法定業務・相談等（総務・判定課、地域支援室）」「連携調整、人材育成、調査研究（企画・連携推進課等）」「こころの健康対策（こころの健康課等）」「地域リハビリテーションの推進（地域支援室等）」に分けてまとめ、今後の課題について述べる。

C 業務実績のまとめ

1) 業務調整及び法定業務・相談等（総務・判定課、企画・連携推進課、地域支援室）

（1）全体調整

総合リハ推進センター（部）業務の課題共有と調整のために、毎週月曜朝に管理職ミーティング（月1回は係長合同）、毎月1回の管理職全体会議（中部、北部地域支援室を含む）を行った。また、業務の調整を行うために、毎月1回3リハ業務検討会（南中北地域支援室長・係長等）、身体・知的・精神担当者のミーティング等を行った。さらに、指定管理を含めた総合リハビリテーションセンターの業務の標準化を目的として、3リハ在宅支援室連携会議（年4回）を行った。このほか、川崎市複合福祉センターふくふく、中部リハビリテーションセンター、北部リハビリテーションセンターそれぞれにおいて、内部の各機関の連携を推進するための連絡会議を行った。また、健康福祉局定例連絡会の内容は迅速に管理職を経て職員に共有した。管理職ミーティングや管理職会議での議題・資料は、共有フォルダにて共有する一方、他の会議で出された課題等については管理職ミーティングや管理職会議に報告することで、総合リハ推進センター内の課題等の共有と解決に取り組んだ。

また、総合リハ推進センターの職員が安全かつ積極的に市民の直接支援等に取り組むことができるよう、部内各課の共同作業により「明るい職場づくりのためにー積極的かつ安全な直接支援のための取組

ガイドライン（第1版）」のアンケートを行い、必要な改訂を行った。

（2）法定業務・相談等

総務・判定課では、身体障害者手帳の審査、精神障害者保健福祉手帳の判定及び自立支援医療（更生医療・精神通院医療）の判定を行い、精神医療審査会事務局の役割を務めた。地域支援室は、身体障害者の補装具の評価・判定や専門相談支援、知的障害の療育手帳判定のほか、障害の種別にとらわれない専門相談支援や地域支援を行った。

身体障害：身体障害者手帳の所持者数は、2024（令和6）年3月末時点で36,590人であった。障害種別は、肢体不自由45.4%、内部障害37.7%などであった。年齢階級別では「18歳未満」2.3%、「18歳以上64歳以下」30.2%、「65歳以上」67.5%であった。総務・判定課では3,635件の身体障害者手帳審査を行った。地域支援室では、在宅支援室、障害者相談支援センター、地域療育センター、地域リハビリテーション支援拠点、特別支援学校等と連携して補装具や専門相談、在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業にかかる調査及び評価、日常生活用具に関する評価等1,389件を行った（一部総務・判定課で実施）。

知的障害：療育手帳所持者数（判定のみ受けている方も含む）は、軽度（B2）を中心に増加しており、2024（令和6）年3月末時点で12,802人であった。年齢階級別では「18歳未満」32.6%、「18歳以上64歳以下」63.4%、「65歳以上」3.9%であった。地域支援室では2023（令和5）年度に257件の療育手帳判定や評価を行った。そのうち109件は特別支援学校高等部等卒業予定者の進路相談であった。さらに在宅生活で不適応を起こしている等の526人について個別フォローや専門相談を行った。個別フォローの対象者は、強度行動障害、触法ケース、ひきこもり、性的逸脱行動、被虐待等であって、世帯全体の支援や支援機関のコンサルテーションを要する事例が多くを占め、障害特性を踏まえた効果的な支援チームの組み方等の助言、具体的な支援に至るまで対応の幅は広がった。OT、PT、ST等のリハビリテーション専門職による専門相談については、身体機能の評価や心理職による心理社会的支援や環境整備が多くを占めていた。

精神障害：過去5年の動向をみると、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は増加傾向で、2024（令和6）年3月末時点で29,510人であった。精神障害者保健福祉手帳の所持者数も増加しており、2024（令和6）年3月末時点で17,387人であった。年齢階級別では「18歳未満」2.1%、「18歳以上64歳以下」85.0%、「65歳以上」12.9%であった。総務・判定課では、2023（令和5）年度に9,407件（うち新規1,790件）の精神障害者保健福祉手帳判定を行った。地域支援室では、地域支援の一環として、北部、中部、南部の3室合計で1,232人に支援を行った。延べ訪問件数は2,456件、カンファレンス参加回数は155回であった。

精神医療審査会：精神障害者の人権に配慮し、その適正な医療を確保することを目的として設置され、総合リハ推進センターは事務局の役割を担っている。精神医療審査会は2023（令和5）年度中に24回開催され、医療保護入院の届出の書面審査1,683件、医療保護入院中の定期報告584件、書面審査状況は措置入院患者の定期報告4件、措置入院患者の退院請求の審査13件、医療保護入院の退院請求の審査23件等を行った。また、令和4年精神保健福祉法改正に対応した審査体制の強化の検討を行った。

2）連携調整、人材育成、調査研究（企画・連携推進課、地域支援室等）

企画・連携推進課を中心に、高齢者、障害者、障害児等の保健医療及び福祉に関する連携及び連絡調整、人材育成及び調査研究、障害者の地域移行・地域定着支援、心神喪失者等医療観察法に関する業務の統括、ひきこもり支援、自殺対策、医療的ケア児・者等への相談支援等を行った。はじめに企画・連

携推進課の担当ごとに記載する。次に企画・連携推進課全体あるいは部全体に係る人材育成、調査研究について記載する。

（１）障害者支援

３障害の統括部門として、区役所並びに３リハの障害者支援担当職員間の情報共有と課題の検討を行い、身体・知的・精神それぞれの障害担当別の連絡会を行った。開催回数は身体障害 11 回、知的障害 6 回、精神障害 12 回であった。これにより業務の標準化を進めることができ、さらに支援力の向上につながった。

３リハの統括部門として、３リハ在宅支援室業務の標準化と平準化、支援の質の向上に資するため、地域支援室との連携のもと３リハ在宅支援室連携会議を４回開催した。この会議を通して、地域支援室と在宅支援室の役割分担と連携を進めた。

障害者相談支援従事者の育成・確保に向けて、「川崎市地域自立支援協議会人材育成部会」と「相談支援従事者研修企画検討委員会」の双方の事務局として両会議を連動させ、人材育成に係る現場と本庁との連携を進めた。人材育成部会は５回、研修企画検討委員会は２回開催した。また相談支援従事者研修等を総合研修センターと連携して実施した。これによって、市の求める相談支援者像や相談支援従事者のニーズに応じた研修等を企画・運営することができた。

精神障害にかかる地域移行・地域定着支援整備事業として、「川崎市地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会」６回と事務局会議６回を開催した。

精神科病院と地域の相談支援事業者との連携による精神障害者の退院支援（地域移行・地域定着支援）の促進に向けて、人材育成、居住支援、社会資源及び、業務整理の４つのワーキンググループを運営。人材育成ワーキングは、事業手引きの作成を中心に活動を行い、今後の取組みに活用を図って行く。

居住支援ワーキングは、賃貸人の不安を軽減し円滑に住まいの確保が進むように、入居後の見守り支援や緊急時の対応（定着支援）、すなわち相談支援体制の充実が鍵となると考えられる。安心・安全な住まいの確保は市民の権利であり、精神障害者をはじめとする住宅確保要配慮者に対しては、偏見や差別を助長してしまうことのないよう配慮が必要である。市居住支援協議会による居住施策の基軸は民間賃貸住宅の活用であるが、市民、利用者の目線では民間賃貸住宅、市営住宅、グループホームいずれも同じ選択肢であることから、これらを併せた包括的な居住支援体制の検討をしていくことが必要である。

社会資源ワーキングは、ピアサポート活動に取組む当事者が参加し、ピアサポート活動の場の拡大や活動内容の拡充等に向けて協議を行った。ピアサポート活動の有効性は様々なところで発信されているが、具体的な取組みに繋げていく仕組みは未整備である。業務整理ワーキングは、地域移行支援対象者実態調査を実施し報告書として取りまとめた。

令和３年１０月新たに「川崎市地域自立支援協議会入所施設からの地域移行部会」を設置している。令和５年度は４回の部会と、２２回の事務局会議を開催した。部会では地域移行支援にかかる標準例として作成したガイドラインの啓発作業と併せて、入所施設やグループホーム、通所事業所等の従事者の質の向上のため、強度行動障害支援者養成研修等を総合研修センターと連携して実施した。入所調整では事務局を担い、入所前から地域定着に至るまでの意思決定支援に基づく一体的な地域移行支援として延べ１２施設の入所調整に関わった。なお、次年度から川崎市地域自立支援協議会全ての部会活動廃止により、精神障害者地域移行・地域定着支援部会と入所施設からの地域移行部会については精神障害者地域移行・地域定着支援推進会議、入所施設からの地域移行推進会議に名称を変更して事業継続していく予定である。

心身喪失者等医療観察法に関する業務の統括として、横浜保護観察所等との地域連絡協議会 1 回、横浜保護観察所で開催する医療観察制度運営協議会 1 回に出席した。地域連絡協議会で示された課題は、医療観察法における地域処遇の充実に活用される予定である。

ひきこもり支援として、2021（令和 3）年 4 月に委託設置された川崎市ひきこもり地域支援センターの活動が円滑に進むよう支援を行った。同センターの相談件数は 365 件であった。また川崎市におけるひきこもり支援に取り組む組織・団体等が、それぞれの理念や活動を理解し、学び合い、それぞれの特徴を活かした取組を発展させると共に、協働して切れ目のないひきこもり支援を構築するためのひきこもり支援ネットワーク会議を 2 回、幹事会を 5 回開催した。テーマは、第 1 回は「各地域でのひきこもり支援の実践の中で課題に思うこと、課題解決に向けてひきこもり支援ネットワーク会議でできること」、第 2 回は「川崎市ひきこもり支援の今後の展望～現状・課題に焦点化して～」であった。これにより、ひきこもり支援にかかる様々な機関の顔の見える関係づくりと役割・機能の相互理解が進んだ。この成果を踏まえ、全市的・総合的な課題の抽出に取り組むなど、川崎市のひきこもり支援をさらに発展させていく。

自殺対策では、川崎市自殺対策の推進に関する条例及び川崎市自殺対策総合推進計画に基づき、総合的な自殺対策の取組を推進した。令和 5 年度は、第 3 次計画の計画期間最終年度であったことから、健康福祉局精神保健課とともに、本市におけるこれまでの自殺対策の成果と課題を整理し、第 4 次計画の策定を行った。

また、条例第 9 条第 1 項第 2 号に掲げる自殺の防止等に関する市民の理解の増進を図るため、市民の精神保健や自殺対策に対する意識を明らかにし自殺対策事業の参考とすることを目的とし、市民意識調査として「川崎市こころの健康に関する意識調査」を実施し、結果を踏まえた取組の検討を行い、第 4 次計画へ反映を行った。

その他、具体的な取組の一例としては、計画に基づく推進体制として位置づけている「川崎市自殺対策評価委員会」「川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議」「川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議」を開催し、計画の進捗状況の整理や総合的な自殺対策の推進に必要な連携調整等を実施した。

また、普及啓発については、神奈川県・横浜市・相模原市・川崎市の 4 県市協調体制のもと、9 月の自殺予防週間や 3 月の自殺対策強化月間を中心に、グリーンライトアップや普及啓発物の配布等を通して、自殺に関する正しい知識の啓発や、相談先等の普及を図った。

人材育成については、市内関係機関と連携したゲートキーパー養成研修の他、学校や団体等への出前講座等、幅広くニーズに応じて実施した。

相談支援については、「こころの電話相談」の他、自殺未遂者への支援、自死遺族への支援を実施した。特に自死遺族への支援については、わかちあいの場として「かわさきこもれびの会」の開催や自死遺族向け電話相談として「ほっとライン」を実施した。

自殺の背景・原因は、多様かつ複合的であり、必要とされる取組も多岐に渡る。その中で、総合リハビリテーション推進センターは本市の自殺対策の中核機関として、自殺関連統計や市民意識調査等を通じた実態分析の他、普及啓発及び人材育成、相談支援等を運営しつつ、庁内外問わず、全市的なネットワークづくりを推進した。なお、川崎市の自殺対策は、公益財団法人日本都市センター「協働型の地域自殺対策と自治体一持続可能なまちづくりへのアプローチ」（2025 年 3 月）に紹介された。

（2）障害児等支援

医療的ケア児・者とその家族が、地域で安心して生活することが出来るよう、本人・家族への支援を

行うほか、地域の支援機関へのサポートを行う専門相談機関として、本市では2021（令和3）年4月に市内に2か所の「医療的ケア児・者等支援拠点」を設置し、総合リハ推進センターは、市南部エリア（川崎区、幸区、中原区）を管轄とし、その役割を担った（市北部エリアは社会福祉法人に委託）。個別相談としては、病院からの退院支援や訪問診療・訪問看護との連絡調整、保育所・学校等の利用や環境調整のほか、ショートステイの調整等を行っており、令和5年度の新規相談件数（市南部エリアのみ）は40件であった。

災害時支援としては、発災時に電気自動車から人工呼吸器のバッテリー等へ給電を行う「医療的ケア児者への災害時の電源確保事業」、非常用電源等を給付する「在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業」の案内を行うとともに、医療的ケア児・者の個々の状況に応じた災害時個別避難計画の作成等を行った。その他、地域の支援力向上を目的とした研修等を企画・実施するとともに、医療的ケアの理解向上を目的とした啓発冊子の作成等を行った。

また、特に支援を必要とする医療的ケア児・者の実態把握については、訪問看護ステーションから提供された情報（医療的ケア児・者本人または家族から同意を得られたもの）を元に行っており、2023（令和5）年度調査では164人となっている。

次に地域療育センターが中重度の障害をもつ子どもの療育相談に適切に対応できるようにするとともに、増大する発達に関する相談ニーズに対応するため、新たな専門相談機関として「子ども発達・相談センター（きッズサポート）」を各区に設置を進めている。

2021（令和3）年10月に初めて川崎区、幸区に設置した同センターについては南部地域支援室が所管し、運営を開始している。また、2022（令和4）年10月には宮前区、多摩区に設置し、こちらは中部地域支援室が、2023（令和5）年10月には麻生区に新規開設を行い、こちらは北部地域支援室が所管・運営する形で整備を行った。

地域に身近な相談機関を整備することで、以前よりも迅速に保護者等の相談に応じる体制が構築できている。今後は、地域の関係機関との連携強化を進めるとともに、保育所・幼稚園・学校等への訪問によるアウトリーチ支援の強化に向けて検討を進めている。

（3）高齢者支援

要介護高齢者等が住み慣れた自宅等で自分らしく過ごせるよう、2021（令和3）年4月に地域リハビリテーション支援拠点事業が開始された。11か所の拠点の従事者等を対象に、全体会6回、情報交換会6回等を実施した。また、研修、パンフレット、ガイドライン検討のワーキンググループを行い、その成果を共有した。さらに、健幸UP!!プログラムの開始に伴い、研修6回、全体会5回を実施した。

高齢者分野の相談支援・ケアマネジメント体制の強化のため、地域包括支援センター連絡会議3回、業務検討会議4回を開催した。また、研修企画ワーキングを4回開催し、地域包括支援センター職員を対象にハラスメントをテーマにした研修を実施した。さらに、「ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージ」を発行した。

医療介護連携の推進のため「在宅チーム医療を担う地域リーダー研修」と「入退院支援研修」を開催した。また、「介護支援専門員・地域包括支援センター職員向け病院との連携ガイドブック」を発行した。

これらの取組によって、地域リハビリテーション支援拠点の円滑な運営及び普及啓発、相談支援・ケアマネジメントに関する課題の検討、医療介護連携を推進する人材の育成等を進めることができた。

（4）人材育成

市内の障害福祉サービス事業所及び広く相談支援に携わる従事者を対象に、相談支援従事者養成研修、

強度行動障害支援者養成研修等の各種法定研修を総合研修センターと連携を図りながら実施し、支援ニーズの高い領域における支援者を養成するとともに、より質の高い支援を提供できるよう支援技術の向上を図る取組を進めた。

また、各区の地域みまもり支援センターにおいて毎月1回開催される精神保健ケースカンファレンスには、当センター医師及び地域支援室職員が参加し、困難事例等に関する医学的助言やケースワーク上の工夫等について提案しながら身近な相談窓口における良質な支援の提供に寄与した。加えて、地域支援室主催によるミニレクチャーを地域みまもり支援センターを対象に実施した。リハビリテーション科医師等による講義によって、補装具や神経難病等の専門性の高い内容についても知識が整理されるとともに理解も促進され、区役所窓口における相談場面でのスキル向上や適切な福祉用具の案内等に資する取組となった。

（5）調査研究

総合リハ推進センターにおける調査研究の基盤整備を進め、研究倫理及び利益相反に関する懇談会において12件の調査研究の実施可否等について意見を聴いた。主な調査研究は「川崎市内の依存症回復施設利用に至る実態及び依存種別による傾向の分析調査」、「車椅子等の支給・判定に必要な情報に関する調査」、「川崎市におけるレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）活用分析」等であった。

また、地域包括ケアシステムの構築において協働する人材の育成と連携強化のため、庁内外の従事者等の情報交換・研修・討論の場として新たに「川崎市共生社会研究会」を実施することとし、令和3年度から実施していた「調査研究セミナー」及び「かわさき地域共生・学際研究ネットワーク（KID）」は川崎市共生社会研究会の枠組みに取り込んだ。参加者が主体的に意見を交わすことを重視し、令和5年度は「地域リハビリテーション」を年間テーマとしてレクチャー又は実践報告の形式で開催した。全市的な保健医療福祉サービスの向上を図ることを目的に実施している勉強会は、令和4年度第1回と同じ「トヨタ式問題解決手法」をテーマに、対象を全庁職員に拡大して再度開催し、行政に応用可能な品質管理の考え方や、SDCA（維持向上活動）・PDCA（改善・革新活動）の活用方法等を学んだ。

令和5年度は、高齢者分野におけるソーシャルワーク実践のコツを言語化したパターン・ランゲージをまとめた冊子の読書会や使い方講座、出前講座を開催し、庁内外の多くの支援者への普及を進めた。さらに、新たに実施したインタビューに基づき、高齢者以外の分野でも活用できる内容に改訂した。

これらによって調査研究に取り組む職員が引き続き増え、調査研究の役割が総合リハ推進センターに徐々に浸透してきた。また、専門的な相談やサービスに従事する人材の育成においては調査研究成果の活用が大きく進んだ。総合リハ推進センターの調査研究機能が、今後さらに庁内組織全体に認識され、まとめに示したようにエビデンスの創出、活用、報告を通じて、現場と施策に活用されるよう取り組んでいくことが課題である。

3）こころの健康対策（こころの健康課等）

精神保健福祉に関する相談及び指導、依存症対策、精神科救急業務及び退院後支援等に取り組んだ。精神保健福祉に関する相談及び指導としては、こころの電話相談、アルコール等の依存症や思春期等の相談を行った。さらに市内の思春期支援を実施している該当部署に思春期の相談業務における困難な点など支援ニーズを把握するために、アンケート調査を実施した。支援に困難を感じる要因として、①経験・知識不足、②資源把握不足、③支援を担う機関が不明確、④成長過程か疾患か障害かの見立てが難しい、の4点が挙げられた。この結果から、思春期スーパーバイズ研修では、精神科専門医による助言を得ることで参加者の対応力向上に加え、社会資源や他部署の相談支援体制について情報共有をする場と

してより効果的に機能するために、令和6年度は多くの支援者が参加できるよう開催頻度を増やし、月毎に開催地域を変えて実施することとした。「こころの相談所」としての診療活動としては、民間医療機関では受け入れの困難なケースを対象にした新規患者の診療を行い、外来患者実数 102 人、延数 1,414 人であった。

依存症対策としては、こころの健康課が依存症相談拠点の役割を担うことから、アルコール依存症対応力向上研修 2 回、認知行動療法的プログラム「だるま〜ぷ」を用いての回復支援、家族セミナー等を行った。特に「だるま〜ぷ」については、地域の依存症回復施設にて実施する際に、技術援助を行うとともに地域の支援者にも参加を促し、施設と支援者の交流の機会とした。また、地域の依存症に関する情報や課題を共有するため、地域の関係機関や自助グループ等と依存症情報交換会 1 回を実施した。さらに、依存症問題を抱える市民に対して効果的に普及啓発をすることを目的として、市内の依存症回復施設に所属する当事者を対象に入所経緯や動機など利用に至る経過について調査研究を実施した。

精神病床を有する市内 9 病院と行政職員が広く精神保健福祉にかかる事業の情報共有や意見交換等の機会を持ち、本市の精神保健医療福祉の推進に寄与することを目的とし、川崎市精神科病院等・行政連携会議を開催し、川崎市の精神保健医療福祉にかかる事業の情報共有と意見交換を行った。

精神科救急業務は、神奈川県、横浜市、相模原市との 4 県市協調事業として 24 時間 365 日体制で運用している。精神科救急医療情報窓口寄せられた市民からの相談は、電話相談 695 件、病院紹介件数 67 件であった。精神保健福祉法による通報等の受付件数 322 件のうち、措置診察実施 163 件、措置入院 119 件であった。毎月 1 回の通報事例検討会においては、その前月に通報等となった全例のレビューを行い、措置入院等の事例についてフォローアップを行い、退院後支援につないでいる。退院後支援は「川崎市における措置入院患者の退院後支援の手引」に基づき、川崎市が主体となって、支援関係者と協働し運用している。これらによって各部署間での連携強化と支援上の課題の整理が進み、困難事例における多角的アプローチができるようになった。またアドバイザーとして聖マリアンナ医科大学神経精神科の精神保健指定医による専門的助言を受けながら支援方針を決めていくことで退院後支援導入数も増加し、幅広く適切に支援を進めることができた。

4) 地域リハビリテーションの推進（地域支援室等）

川崎市の「地域リハビリテーションセンターガイドライン（2016）」は、地域リハビリテーション支援体制の基本理念として、地域性、総合性、専門性、連続性の 4 点を掲げている。

地域性：個々の障害者に応じたリハビリテーションの技術を、できるだけ身近で提供する。

総合性：すべての利用可能なリハビリテーション技術、地域資源の活用を促す。

専門性：医学、心理学、社会福祉学、工学領域等の専門性の高いリハビリテーション技術をチームアプローチにより提供する。

連続性：加齢や環境の変化等に対応するためのモニタリングを行い、適切なリハビリテーションを提供していく。特に、児童期から成人期、成人期から高齢期への移行期に注意する。

この基本理念を踏まえ、2023（令和 5）年度は、3 地域支援室共通の課題を解決するため、新たな取り組みや既存業務の運用調整を行った。より迅速かつ効果的に障害者施設に対するバックアップ（アセスメントや技術支援）を行うため、従来の専門相談に加えて書面による依頼を不要とした専門職施設支援を開始した。また、脳血管障害等による中途障害者が直面する課題（医療・介護・福祉連携の必要性）に対応するため、リハ出前講座やセラピストによるミニレクチャー等新しい事業に取り組んだ。さらに、地域での生活支援に注力するため、療育手帳判定の事務の簡便化を行い、障害者施設支援や新たな取り

組みである医療相談について広報を行った。「明るい職場づくりのために一積極的かつ安全な直接支援のための取組ガイドライン（第1版）」の改訂を行い、アウトリーチを中心にした安全配慮の記載を充実した。

南部地域支援室は、2021（令和3）年4月に南部在宅支援室、南部日中活動センターとともに南部リハビリテーションセンターとしての活動を開始し、連絡会議や個別支援を通じて連携を深めた。またふくふく内にある障害者入所施設利用者の個別支援に関しても、地域の関係機関も含めて連携を進めた。さらに、ふくふく内1階にある川崎市経済労働局所管の「Kawasaki Welfare Technology Lab（ウェルテック）」と連携し、大学・研究機関や福祉機器・用具の開発事業者と福祉現場との協働による福祉機器・用具の開発に向けた連携ミーティングを行った。加えて、南部在宅支援室・南部基幹相談支援センターと共に南部3機関連絡会を定期的に開催し、南部地区の専門機関としての連携を深め、1、2次相談機関へのバックアップ機能の強化に努めた。

中部地域支援室は、中部在宅支援室及び中部日中活動センター、地域生活支援センターはるかぜとの各種連携の会議等や年度末に開催した「中部リハビリテーションセンター事業報告会報告会」により、お互いの業務内容と事業所間・職種間の理解を深め、支援体制構築や連携強化につながった。

関係機関との支援においては、「専門相談」に加え、「専門職施設支援」の仕組みにより、より迅速かつ的確に、施設職員のニーズや困り感に対応することができ、3次相談機関の役割を果たすとともに中部エリアにおける支援ネットワーク強化のきっかけにもなった。また、市内の支援学校との連携においては、今年度（R5年度）に療育手帳判定にかかる個々の判定会議に代わってできた「情報交換会」の仕組みを活用し、中部エリアの6つの学校（分教室含む）と効果的な連携体制を推し進めた。

中部リハの付属運動施設（体育館・プール）では、個別支援、団体支援、地域支援の3本柱を軸に、支援対象者及びその支援者に向けて、多角的な運動支援プログラムを展開した。

北部地域支援室では、多摩区・麻生区内の生活介護事業所を訪問し、専門相談、専門職施設支援の広報とニーズ調査を行い、顔の見える関係づくりを行ったことで、相談数の増加につながった。また専門相談の相談内容から、通所利用している知的障害のある方の高齢化、これに対する身体機能低下への対応を地域の課題ととらえ、地域の通所、入所、GHの職員向けに研修を行った（普及啓発事業）。研修内でグループワークを実施し、各事業所内で行っている対応の工夫などの情報共有ができたことで、北部エリアのネットワーク形成や支援力の底上げにつながった。

D おわりに

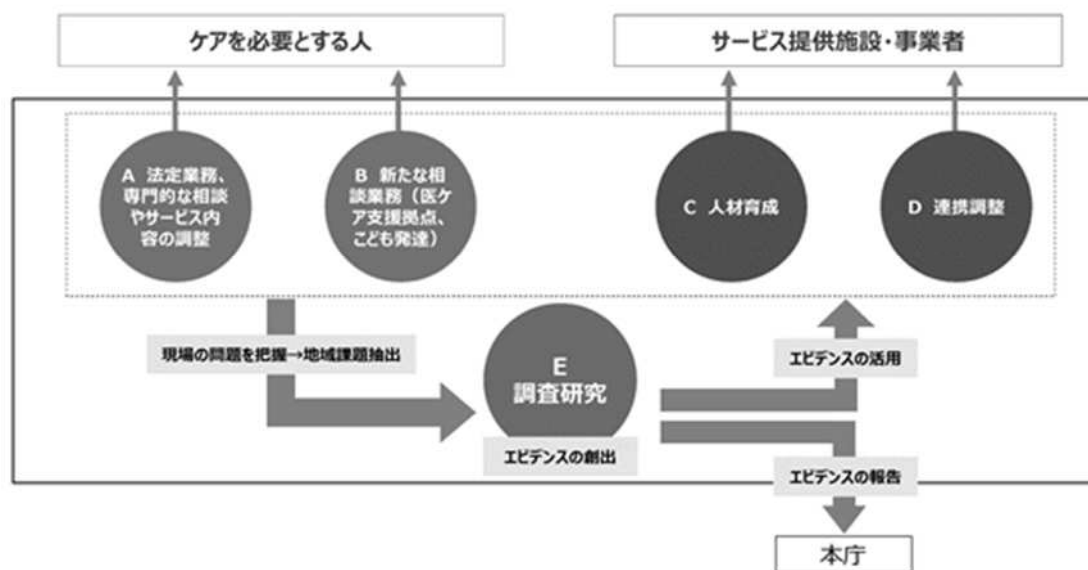
総合リハ推進センターは、川崎市の障害種別を超えた地域リハビリテーション体制構築の歴史を踏まえて設立された、全国初の障害者更生相談所と精神保健福祉センターの統合施設であり、全世代・全対象型地域包括ケアシステム構築の総合的技術センターである。総合リハ推進センターには、障害の種別等にとらわれない地域リハビリテーションの推進とインクルーシブな地域開発が期待されている。この役割を果たすため、部としての6課構成となり、保健・医療・福祉サービスに関する「連携調整」「人材育成」「調査研究」を推進する役割を担っている。この役割を果たすには、行政（本庁と区役所）、地域等の間に立ちつつ、地域ニーズを把握し、行政施策の科学的根拠を高め、必要性・有効性・効率性の検証を行い、行政施策の充実に貢献していく必要がある。

総合リハ推進センターのミッションを踏まえた適切な業務の実施とそれを支える明るい組織文化の醸成は重要課題であり、それは全国、市内外、局内外への総合リハ推進センターの活動の積極的発信と対

話、「川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例」を踏まえた指定管理者との対話と協働の推進により実現される。

これをふまえ、令和5年度から令和6年度にかけては、総合リハ推進センターの役割について、「A 法定業務」、「B 新たな相談業務」、「C 人材育成」、「D 連携調整」の4つの役割を果たしながら、そこで得られた問題を把握し、地域課題として抽出したうえで、「E 調査研究」につなげるという模式図をまとめた。「E 調査研究」で得られたエビデンスは、A～Dの取組の改善に反映されるとともに、本庁に報告することによって施策のきめ細かい展開につなげていくこととしている。なお「川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例」には、「高齢者、障害者、障害児等の支援に関する調査研究」が第6条第4項に定められている。

総合リハビリテーション推進センターの役割



I 総合リハビリテーション推進センター概要

1 施設

令和5年4月1日現在

(1) 総合リハビリテーション推進センター

総務・判定課

企画・連携推進課

こころの健康課

南部地域支援室

所在地 川崎市川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター「ふくふく」2階

連絡先 電話番号(代表) 044-223-6719

FAX番号 044-200-3974

(2) 中部地域支援室

所在地 川崎市中原区井田3-16-1

連絡先 電話番号 044-750-0686

FAX番号 044-750-0671

(3) 北部地域支援室

所在地 川崎市麻生区百合丘2-8-2

連絡先 電話番号 044-281-6621

FAX番号 044-966-0282

(4) こころの相談所

所在地 川崎市川崎区東田町8 パレールビル4階

連絡先 電話番号 044-201-3241

FAX番号 044-201-3240

2 沿革

(1) 総合リハビリテーション推進センター

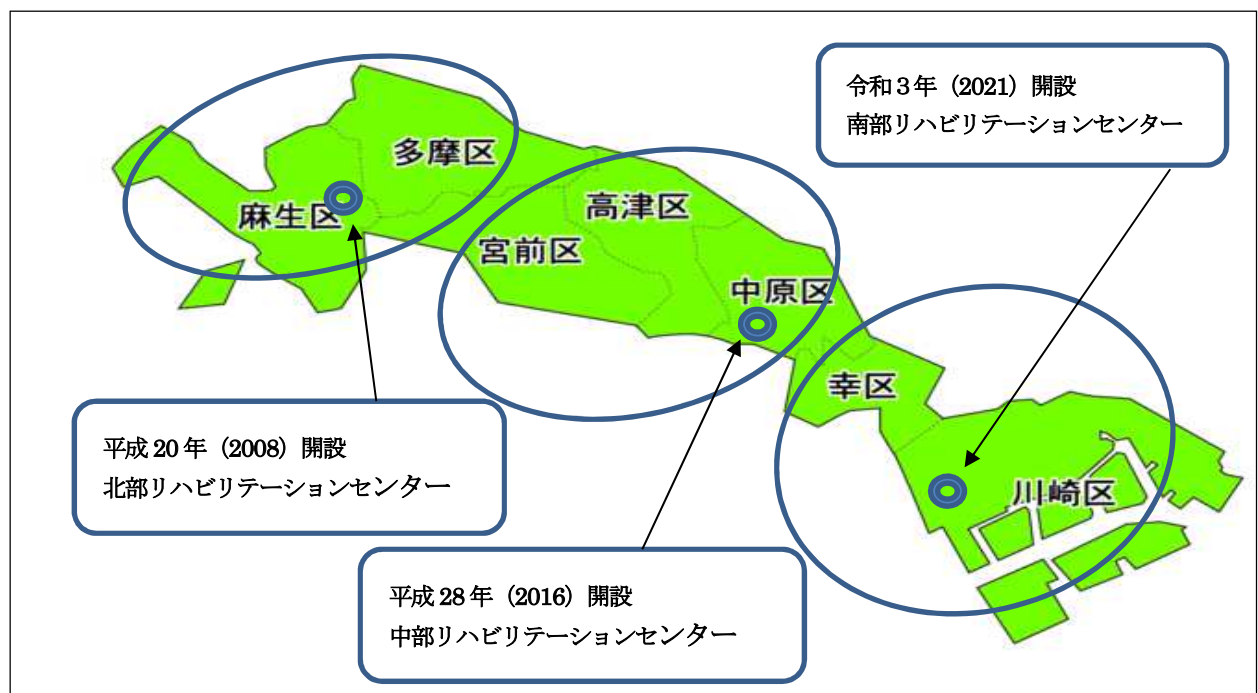
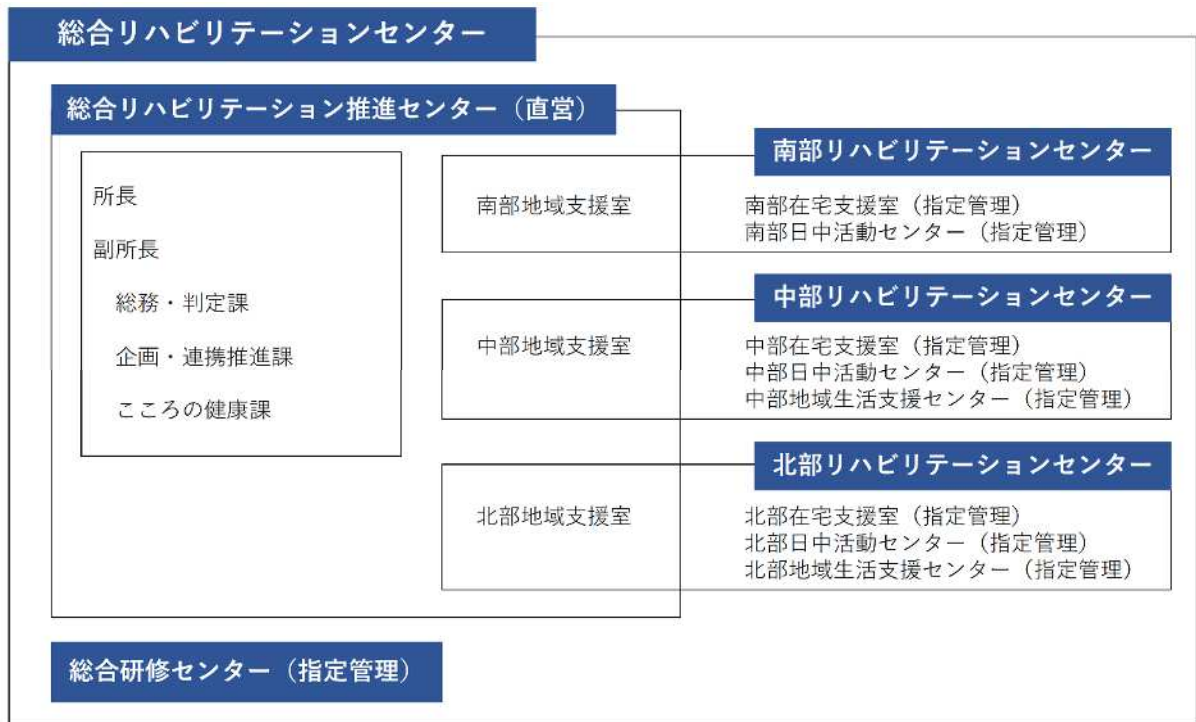
昭和46年 川崎市心身障害総合センター（心身障害センター・社会復帰医療センター）開設。
心身障害センターにおいて身体障害児者・知的障害児者を対象とした総合的な相談と支援を提供。社会復帰医療センターにおいて精神障害者リハビリテーションの開発に取り組む。

昭和47年 川崎市心身障害者センター内に川崎市身体障害者更生相談所開設。

昭和55年 「在宅重度障害者に関する調査報告書」において在宅重度障害者の生活実態を調査し、医学的・社会的リハビリテーションの普及度が低いこと、コミュニティケアのもとに、各自の能力に応じた社会生活を営むことを可能にする地域リハビリテーションの普及の必要性を報告。

昭和63年 川崎市心身障害総合センターを一部改組し、川崎市リハビリテーション福祉・医療センターに名称変更。
知的障害者更生相談所業務開始に伴い、身体障害者更生相談所を「障害者更生相談所」に名称変更。

- 平成 5 年 川崎市精神障害者ニーズ調査報告書。
- 平成 8 年 身体障害者療護施設「れいんぼう川崎」に在宅支援室を併設し、市単独事業として在宅リハビリテーションサービス事業を開始。
- 平成 12 年 有識者による報告書「川崎市における総合的な地域リハビリテーションシステム構想について」により、従来の 1 か所集中から地域リハビリテーションセンターを市内に数ヶ所設置することを提言。
- 平成 14 年 川崎市精神保健福祉センター開設。
- 平成 20 年 川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画書。
川崎市北部リハビリテーションセンター開設。行政部門と民間（指定管理）の在宅支援室にて構成される「障害者センター」を設置し、障害種別を問わず、あらゆる相談を受けることとする。
- 平成 24 年 川崎市地域リハビリテーションセンター整備基本計画。
川崎市全域を南部・中部・北部の 3 圏域に分け、各圏域に地域リハビリテーションセンターを整備すること、南部には全市の統括機能を置くこととする。
- 平成 27 年 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン。
高齢者、障害者、子ども、子育て中の親など、地域内において「何らかのケア」を必要とする全ての人たちを対象に、誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で暮らし続けることができるよう、地域の中で必要なサービスが提供されるための仕組みとして、川崎市の基本的な考え方を示す。
- 平成 28 年 川崎市中部リハビリテーションセンター開設。北部と同様の「障害者センター」を設置する。
川崎市障害者更生相談所南部地域支援室開設。
- 令和 3 年 川崎市リハビリテーション福祉・医療センターを川崎市総合リハビリテーションセンターに改組。その直営部門として川崎市総合リハビリテーション推進センター及び南部・中部・北部支援室を設置。地域リハビリテーションセンター内の「障害者センター」を直営の「地域支援室」と指定管理の「在宅支援室」に改組。身体・知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターとしての機能を位置づけるとともに、保健福祉医療に関する調査研究・連携調整・人材育成を行う機関とする。
川崎市総合リハビリテーション推進センター、南部リハビリテーションセンターを官民複合施設「川崎市複合福祉センターふくふく」内に開設。



(2) こころの相談所

昭和 42 年 川崎南部エリアを拠点とし、外来診療機能をもつ相談機関として、「精神衛生相談室」の名称で、川崎区に開設

平成 元年 「精神保健相談センター」に名称変更

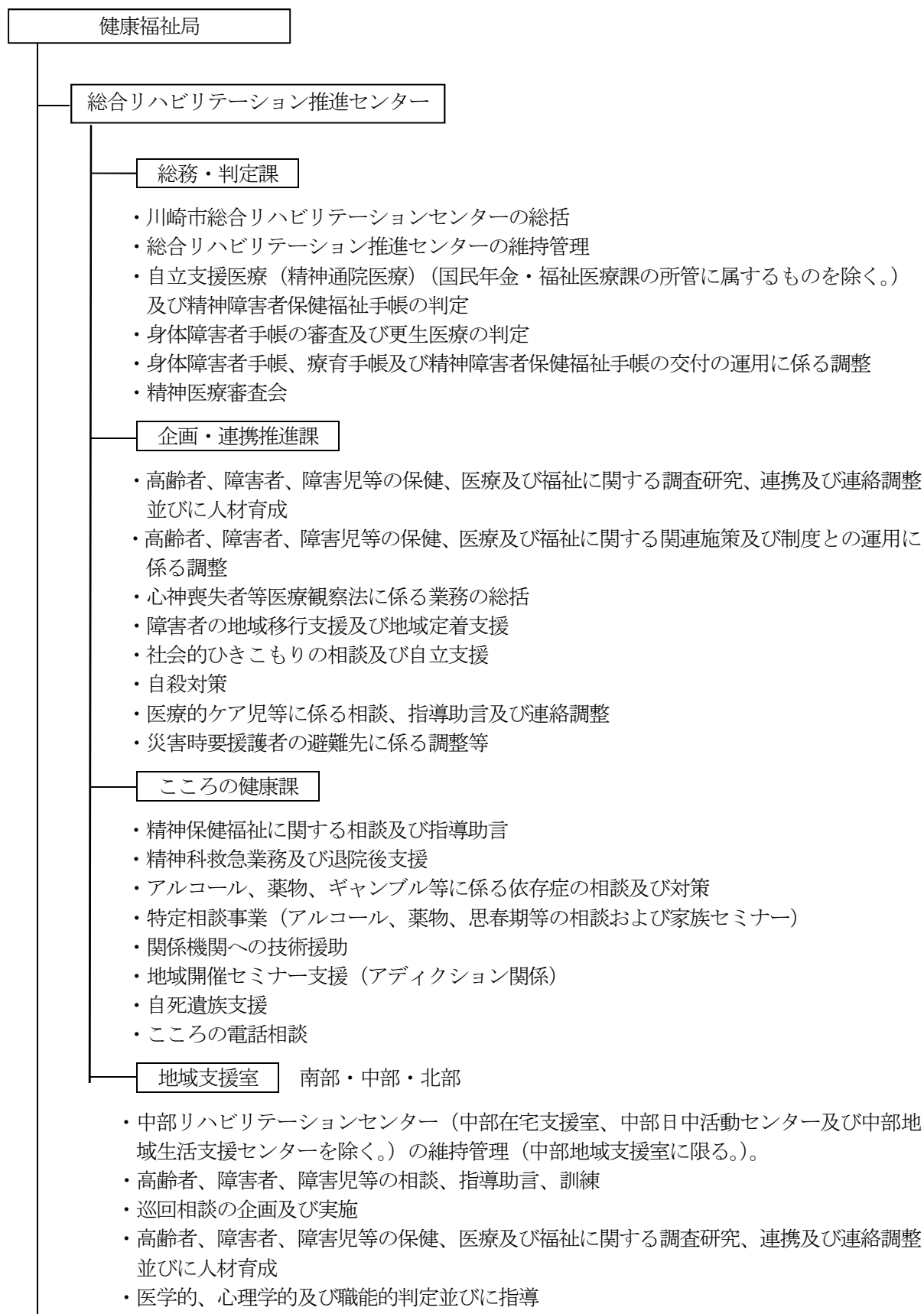
平成 14 年 「こころの相談所」に名称変更

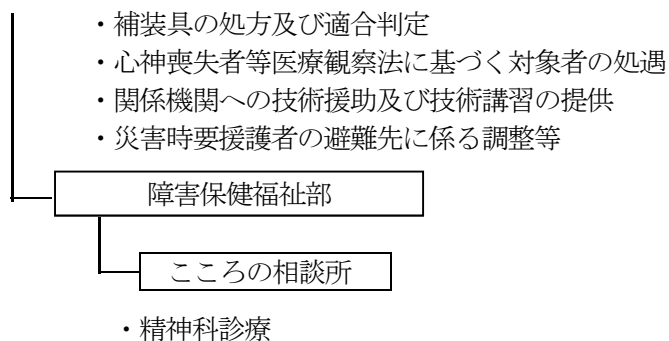
平成 18 年 精神保健福祉センターの移転に伴い、職員が「診療・相談係」と兼務

令和 3 年 精神保健福祉センターが総合リハビリテーション推進センターへ組織改編したことに伴い、職員の兼務先名を「こころの健康課こころの健康支援担当」に変更

3 組織及び業務内容

令和5年4月1日現在





4 職種別職員数 (単位：人)

令和5年4月1日現在

	全体 総数	医師	一般 事務職	社会 福祉職	保健 師	心理 職	看護 師	言語 聴覚士	理学 療法士	作業 療法士	自動車 運転手	研究 職	学校 連携 推進員	会計 年度 任用 職員
総数	96	4	10	39	11	14	0	3	3	6	2	1	3	38
所長・担当部長	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務・判定課	12	0	5	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6
企画・連携推進課	13	0	1	6	3	1	0	0	0	1	0	1	0	4
こころの健康課	13	2	1	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	14
南部地域支援室	17	0	0	6	2	5	0	1	1	1	0	0	1	3
中部地域支援室	21	0	2	7	2	4	0	1	1	2	1	0	1	7
北部地域支援室	17	0	1	6	2	3	0	1	1	2	0	0	1	3
こころの相談所	(5)	(1)	0	(1)	(2)	(1)	0	0	0	0	0	0	0	1

* こころの相談所常勤職員はこころの健康課から兼務

* 全体総数は会計年度任用職員を含まない。

(職員配置数) 常 勤 96 名
会計年度任用職員 38 名

Ⅱ 業務実績

1 人材育成

(1) 普及啓発・教育研修

ア 庁外向け研修・講演会（総合リハ推進センターが主催し、一般市民及び外部の従事者等を主な対象者とするもの）

	名称・テーマ・講師	日時・場所	対象・参加者数
1	川崎区中央第2地区社会福祉協議会 研修会 内容：難聴と認知症について 講師：真後理英子 福祉用具見学 講師：志村佐智子 鈴木麻里子	2月19日（月） ふれあいプラザ ふくふく	川崎区中央第2地区社会福祉協議会会員 95名
2	知的障害のある方のかれいに伴う機能低下について 講師：岡峰直子心理職、小野寺忠男理学療法士	11月30日（木） 北部リハビリテーションセンター	障害者通所・入所・グループホーム職員 29名
3	病院向け事業説明会 講師：瀧村剛（久里浜医療センター） 依存症回復当事者（川崎ダルク）	8月2日（水） ハートフル川崎病院	病院職員 42名
4	病院向け事業説明会 講師：瀧村剛（久里浜医療センター） 回復支援施設施設長・依存症回復当事者（川崎ダルク）	10月10日（火） 東横恵愛病院	病院職員 6名
5	ケアマネジャー向け研修 講師：瀧村剛（久里浜医療センター） 回復支援施設職員（川崎マック）	11月29日（水） 川崎区役所	地域包括支援センター職員等 20名
6	アルコール依存症に関する事例検討会 講師：瀧村剛 （久里浜医療センター）	1月9日（火） 多摩区役所	相談支援センター職員、 医療機関相談員等 6名
7	川崎市ひきこもり地域支援センター市民講演会 ひきこもりと社会をつなぐ～自然とかかわる豊かな暮らし～ 講師：團村冴子（認定NPO法人文化学習協同ネットワーク） 小泉博司（小泉農園） 野口豪（株式会社WALA 就労継続支援B型はたけワーク）	12月9日（土） 総合自治会館	一般市民・関係機関 98名
8	ひきこもり支援従事者研修会 講師：霜越尚子（かしまだ地域包括支援センター）	2月16日（金）	関係機関 30名

9	こころの健康セミナー 講演 「災害時におけるストレスとその影響」 講師 福地成(東北医科薬科大学病院精神科病院准教授／公益社団法人宮城県精神保健福祉協会みやぎ心のケアセンター長) シンポジウム 「被災地を通して見えたもの、感じたもの」 シンポジスト 福地成氏 大橋博樹(多摩ファミリークリニック院長／日本プライマリ・ケア連合学会副理事長) 津田多佳子(川崎市宮前区役所地域みまもり支援センター 副所長)	10月14日(土) ソリッドスクエアホール	一般市民 90名
10	かかりつけ医うつ病対応力向上研修 講師：武田龍太郎(武田病院 院長)、長谷川洋(長谷川診療所 院長)、竹島正(総合リハビリテーション推進センター所長)	11月18日(土) 川崎市医師会館	医師 79名
11	職場の安全・安心セミナー 講演1 社会正義とディーセント・ワークの推進 講師：高崎真一(国際労働機関(ILO)駐日代表) 講演2 安心して働ける環境の整備～ディーセント・ワークの実現に向けて～ 講師：吉川徹(独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター)	2月14日(水) 川崎商工会議所 KCCI ホール	職域・産業保健関係者 49名
12	自死遺族支援研修会 講師：杉山春(ルポライター) 田中幸子(一般社団法人全国自死遺族連絡会代表理事)	3月10日(日) ユニオンビル	保健医療福祉関係者 34名
13	令和5年度第1回医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修 講師：「在宅訪問医の役割について」玉置一智氏(たくこどもクリニック副院長) 「訪問看護ステーションの実際」宮崎忍氏(高津訪問看護ステーション所長)	7月26日(水) 中原区役所	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者 27名
14	令和5年度第2回医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修 市からの情報提供：「市内医療的ケア児者の概要、支援者向けハンドブック(知ってほしい医療的ケアのこと)」 グループワーク：「地域の課題を考える」	1月30日(火) 川崎市医師会館	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者 25名

15	入退院支援に関する研修 講演①「病院・在宅の連携と入退院支援」 講師：川上賢太（健康福祉局地域包括ケア推進室担当係長） 講演②「事例からみる入退院支援の流れと連携のポイント」 講師：上原嘉子氏（日本医科大学武蔵小杉病院医療福祉支援室）、尾石恵美子氏（株式会社セラモニアあっぷるケアプランセンター溝の口）、宮田雅子氏（宮前平訪問看護ステーション）	9月12日（火）てくのかわさき、9月26日（火）川崎市総合自治会館	介護支援専門員、病院職員 95名
16	在宅チーム医療を担う地域リーダー研修 基調講演「病院内外の多職種連携による退院支援の意義とポイント」 講師：宇都宮宏子氏（在宅ケア移行支援研究所宇都宮宏子オフィス代表） パネルディスカッション「入退院前後の在宅生活を途切れなく支援するための連携上のポイント」 講師：高木暢氏（多摩ファミリークリニック）、郡さゆり氏、宮川恵子氏（川崎市立多摩病院医療相談センター）、福岡真理子氏（あうん介護支援センター）	3月3日（日）市役所本庁舎	市内医療・介護・福祉従事者 127名
17	『高齢者がいきいきと暮らすためのソーシャルワーク実践のコツ』使い方講座（2回）	8月3日（木）東海道かわさき宿交流館 9月14日（木）麻生区役所	ソーシャルワーク・相談支援従事者 19名

イ 市職員向け研修（総合リハ推進センターが主催し、川崎市職員を主な対象者とするもの）

	名称・テーマ・講師	日時・場所	対象・参加者数
1	高次脳機能障害者支援従事者研修 講師：黒川誠子心理職（北部在宅支援室） 講師：関建宏（高次脳機能障害地域活動支援センター）	11月13日（月）高津区役所会議室	区役所、相談支援センター、地域包括支援センター職員等 25名
2	身体障害者支援担当新任研修 講師：3地域支援室職員	5月15日（月）中部リハビリテーションセンター	区役所、基幹・地域相談支援センター 22名
3	身体障害者支援担当現任研修 講師：3地域支援室PT・OT・ST	10月16日（月） 11月16日（木） 12月18日（月）	区役所、基幹・地域相談支援センター 合計29名
4	言語聴覚士臨床講義 聴覚障害の基本と最近の知見 講師：自由が丘杉内医院 杉内智子	2月28日（水）川崎市中央療育センター	市職員・市内療育センター等に在籍する言語聴覚士 17名
5	小林副所長によるミニレクチャー 講師：小林宏高（総合リハビリテーション推進センター副所長）、真後理英子（南部地域支援室）	第4火曜日9時半から10時まで	区役所職員・リハセンター職員等

6	第1回アルコール対応力向上研修 講師：瀧村剛（久里浜医療センター）	7月19日（火） 川崎市医師会館	市内保健・医療 ・福祉関係者 35名
7	第2回アルコール対応力向上研修 講師：佐藤厚子 （アルコールケアセンターたんぽぽ）	12月12日（火） 川崎市本庁舎	市内保健・医療 ・福祉関係者 53名
8	生活保護医療・介護扶助研修 講師：瀧村剛（久里浜医療センター） 青木知明（川崎マック）	12月11日（月） 川崎市本庁舎	福祉事務所職員 49名
9	包括的相談支援従事者研修	10月6日（金） 10月26日（木） 10月30日（月） 10月31日（火） 11月29日（水） 11月30日（木）	市職員 96名 庁外相談支援従事者 85名 合計 181名
10	ゲートキーパー研修 講師：小高真美（武蔵野大学人間科学部）、 竹島正（総合リハビリテーション推進センター所長）	3月12日（火） 本庁舎 301 会議室	市職員 21名
11	CVPPP（包括的暴力防止プログラム）研修	9月14日（木）医 師会館ホール	区役所、児童相談所、総合リ ハ 職員 66名
12	子ども発達・相談センターきつずサポートに おける支援の実践	12月14日（木） 幸区役所	幸区役所職員等 15名
13	子ども発達・相談センターきつずサポートに おける支援の実践	2月9日（金） 川崎区役所	川崎区役所職員等 12名
14	総合リハビリテーション推進センター勉強会 「トヨタ式問題解決手法を学ぶ」 講師：古谷健夫氏（株式会社クオリティ・ク リエーション代表取締役）	12月19日（火） 市役所本庁舎2階ホ ール＋オンライン	市職員 62名

ウ 普及・啓発パンフレット等発行状況

	名称	対象者	発行・作成部数
1	こんにちは 地域支援室です	障害者福祉関係職員	50 部程度
2	川崎市ひきこもり地域支援センター パンフレット改訂版	一般市民等	3000 部
3	リーフレット「あなたに知ってほしい」	一般市民	7,000 部
4	チラシ「ほっとラインとかわさきこもればの会のお知らせ」	一般市民	5,000 部
5	自殺予防週間ポスター「ひとりで悩まないで一緒に考えよう／こころの健康セミナー」	一般市民	1,000 部
6	自殺対策強化月間ポスター「ひとりで悩まないで一緒に考えよう」	一般市民	1,000 部
7	ゲートキーパーつながり手帳	一般市民・関係機関	2,000 部
8	自殺予防普及啓発物ボールペン	一般市民	5,000 本

9	川崎市自殺対策の推進に関する報告書	一般市民・関係機関	200 部
10	第 4 次川崎市自殺対策総合推進計画	一般市民・関係機関	1,000 部
11	「知ってほしい医療的ケアのこと ～支援者のためのハンドブック～」	市内保健・医療・福祉 教育分野等に従事する 支援者等	4,500 部
12	パンフレット「介護支援専門員・地域包括支援セ ンター職員向け病院との連携ガイドブック」	介護支援専門員・地域 包括支援センター職員	2,000 部
13	冊子・カード「ソーシャルワーク実践のためのパ ターン・ランゲージ～ともに未来をつくる 30 の ヒント～」	ソーシャルワーク・相 談支援従事者	冊子 2,500 部 カード 700 部

(2) 法定研修（総合リハ推進センターが主催もしくは所管する職員・従事者向けの法定研修）

	名称・テーマ・講師	日時・場所	対象・参加者数
1	強度行動障害支援向上研修（実践） 講師：3 地域支援室知的担当	6 月 23 日（金） 総合研修センター	通所・グループホーム等支援職員
2	相談支援従事者初任者研修 講師：基幹相談支援センター職員・行政職員	11 月 22 日（水） 11 月 24 日（金） 12 月 27 日（水） 1 月 30 日（火） 1 月 31 日（水） 総合研修センター等	相談支援事業所職員等 74 名
3	相談支援従事者現任研修 講師：基幹相談支援センター職員・行政職員	7 月 27 日（木） 8 月 30 日（水） 10 月 12 日（木） 総合研修センター等	相談支援事業所職員等 68 名
4	相談支援従事者初任者プレ研修 ～障害福祉にかかわる上で大切なこと～ 講師：学識経験者・基幹相談支援センター職 員・行政職員	10 月 31 日（火） 総合研修センター等	相談支援事業所職員等 78 名
5	相談支援従事者現任プレ研修 ～ケアマネジメントに必要な総合力を身に 着ける～（スキルアップ研修②） 講師：学識経験者・基幹相談支援センター職 員・行政職員	6 月 30 日（金） 総合研修センター	相談支援事業所職員等 73 名
6	相談支援従事者スキルアップ研修 ～ストレングスモデルに基づくケアマネジ メント～（スキルアップ研修①） 講師：基幹相談支援センター職員	6 月 7 日（水） 6 月 9 日（金） 総合研修センター	相談支援事業所職員等 36 名
7	支援会議・サービス調整会議実践研修 『ミスポジション論に基づく 5 ピクチャー ズの理解と実践』 講師：学識経験者	2 月 15 日（木） 総合研修センター	相談支援事業所職員等 7 名

8	障害者ケアマネジメント指導者養成研修 『スーパービジョン研修～ケアマネジメント等に関する専門的な知識・技術の習得～』 講師：学識経験者	3月7日（木） 総合研修センター	相談支援事業所職員等 9名
9	強度行動障害支援者養成研修 （第1回基礎研修） 講師：障害福祉サービス事業所職員 行政職員	5月25日（木） 5月26日（金） 総合研修センター	市内障害福祉サービス事業所 職員等 50名
10	強度行動障害支援者養成研修 （第2回基礎研修） 講師：障害福祉サービス事業所職員 行政職員	7月20日（木） 7月21日（金） 総合研修センター	市内障害福祉サービス事業所 職員等 46名
11	強度行動障害支援者養成研修 （第3回基礎研修） 講師：障害福祉サービス事業所職員 行政職員	9月21日（木） 9月22日（金） 総合研修センター	市内障害福祉サービス事業所 職員等 47名
12	強度行動障害支援者養成研修 （第4回基礎研修） 講師：障害福祉サービス事業所職員 行政職員	11月16日（木） 11月17日（金） 総合研修センター	市内障害福祉サービス事業所 職員等 52名
13	強度行動障害支援者養成研修 （第1回実践研修） 講師：障害福祉サービス事業所職員 行政職員	6月22日（木） 6月23日（金） 総合研修センター	市内障害福祉サービス事業所 職員等 50名
14	同行援護従業者養成研修 （一般課程第1回） 講師：障害福祉サービス事業所職員 社会福祉協議会職員・行政職員	5月10日（水） 5月17日（水） 5月24日（水） 5月31日（水） 総合研修センター等	市内障害福祉サービス事業所 職員等 12名
15	同行援護従業者養成研修 （一般課程第2回） 講師：障害福祉サービス事業所職員 社会福祉協議会職員・行政職員	6月28日（水） 7月5日（水） 7月12日（水） 7月19日（水） 総合研修センター等	市内障害福祉サービス事業所 職員等 11名
16	同行援護従業者養成研修 （一般課程第3回） 講師：障害福祉サービス事業所職員 社会福祉協議会職員・行政職員	9月26日（火） 10月3日（火） 10月10日（火） 10月17日（火） 総合研修センター等	市内障害福祉サービス事業所 職員等 12名
17	同行援護従業者養成研修 （一般課程第4回） 講師：障害福祉サービス事業所職員 社会福祉協議会職員・行政職員	2月2日（金） 2月9日（金） 2月16日（金） 3月1日（金） 総合研修センター等	市内障害福祉サービス事業所 職員等 13名

18	同行援護従業者養成研修 (応用課程第1回) 講師：障害福祉サービス事業所職員 社会福祉協議会職員・行政職員	11月7日(火) 11月21日(火) 総合研修センター	市内障害福祉サービス事業所 職員等 11名
19	障害児・者行動援護従業者養成研修 講師：障害福祉サービス事業所職員	10月7日(土) 10月14日(土) 10月21日(土) 10月28日(土) 総合研修センター	市内障害福祉サービス事業所 職員等 31名
20	川崎市医療的ケア児等支援者養成研修 講師：医療型障害児入所施設職員 地域療育センター職員 医療機関等職員 行政職員 等	11月28日(火) 11月30日(木) 総合研修センター	医療機関、公立保育所、区地 域支援課、区高齢・障害課職 員等 32名

(3) 技術援助・組織支援・連携協力

ア 講師派遣（総合リハ推進センター以外が主催する講演会・研修等に総合リハ推進センターの職員を講師として派遣するもの）

	名称・テーマ	講師 (派遣職員名)	派遣先（主催）	日程
1	幸区給食担当者研修会 「食事介助の仕方、咀嚼嚥下について」	志村佐智子(南部地域支援室)	幸区役所	1月18日(木)
2	補聴器とコミュニケーションの講座	真後理英子(南部地域支援室)	聴覚障害者情報文化センター(聴覚障害者情報文化センター)	7月6日(木) 13日(木)
3	補聴器とコミュニケーションの講座	真後理英子(南部地域支援室)	麻生老人福祉センター(聴覚障害者情報文化センター)	2月15日(木) 22日(木)
4	言語聴覚士が関わる相談支援	真後理英子(南部地域支援室)	障害福祉施設事業協会定例会全体会 【ZOOM】	9月22日(金)
5	ウェルテック×総合リハ連携ミーティング	小林宏高(総合リハビリテーション推進センター副所長)	ウェルテック	6月5日(月) 11月29日(水)
6	田島支援学校保護者勉強会 内容：性教育	志村路子(南部地域支援室)	田島支援学校 田島支所	1月25日(木)
7	愛着障害を抱えるケースへの関わりと対応について	池内栄理香(中部地域支援室)	ソレイユ川崎	10月4日(水)
8	地域支援室における心理支援	由井久枝(中部地域支援室)	障害福祉施設事業協会定例会全体会 【ZOOM】	1月26日(金)
9	健康管理について・体操	方喰千秋(北部地域支援室)	さくらスタジオ	7月25日(火)

10	体力測定と健康管理	方喰千秋（北部地域支援室）	多摩区デイケア	9月11日（月）
11	運動習慣について	方喰千秋（北部地域支援室）	麻生区デイケア	10月16日（月）
12	社会福祉職大学訪問 （早稲田大学人間科学部）	長谷川和香（北部地域支援室）	健康福祉局庶務課	10月17日（火）
13	生活保護担当者新任研修	大山樹（北部地域支援室）	健康福祉局 自立支援室	12月11日（月）
14	冬の健康管理	方喰千秋（北部地域支援室）	がーでんららら	12月25日（月）
15	体力測定と健康管理	方喰千秋（北部地域支援室）	麻生区デイケア	1月22日（月）
16	思春期相談スーパーバイズ	小野和哉（聖マリアンナ医科大学病院）	各区役所	5月11日、7月6日、9月7日、11月2日、1月4日、3月7日
17	栗木台地区学習会	小向利佳子（ひきこもり地域支援センター）	栗木台地域包括支援センター	6月27日（火）
18	きいてみればきてみれば ネオ 勉強会	小向利佳子（ひきこもり地域支援センター）	川崎市南部基幹相談支援センター	6月29日（木）
19	学校出前講座 「聴くということ・自殺予防相談」	橋本貢河（企画・連携推進課）	市立田島支援学校	6月22日（木）
20	学校出前講座 「こころの健康 ストレスと上手につきあおう」	石井美緒（こころの健康課）	市立東橋中学校	7月14日（金）
21	学校出前講座 「中学生の心の健康」	石井美緒（こころの健康課）	日本女子大学付属中学校	8月29日（火）
22	学校出前講座 「児童思春期のこころの病気について」	石井美緒（こころの健康課）	市立金程小学校	8月30日（水）
23	健康保健委員研修会 「気づいていますか？こころのサイン」	橋本貢河（企画・連携推進課）	全国健康保険協会神奈川支部	9月15日（金）から11月15日（水）まで
24	地域福祉関係研修 「ゲートキーパー養成講座」	橋本貢河（企画・連携推進課）	川崎市社会福祉協議会福祉人材バンク	10月31日（火）
25	多摩区青少年指導員連絡協議会「ゲートキーパー養成講座」	鈴木剛氏（田園調布学園大学）	多摩区青少年指導員連絡協議会	11月15日（水）
26	出前講座 「ゲートキーパー研修」	鈴木剛氏（田園調布学園大学）	田園調布学園大学	12月22日（金）
27	出前講座 「ゲートキーパー研修」	橋本貢河（企画・連携推進課）	JR 東日本武蔵中原駅	2月5日（月）から7日（水）まで
28	出前講座 「ゲートキーパー研修」	石井美緒（こころの健康課）	中部就労援助センター	2月5日（月） 3月4日（月）
29	麻生区高齢者支援カンファレンス	明田久美子 古屋克己 森江信子	麻生区役所高齢・障害課	4月25日（火）から3月26日（火）まで 全12回

30	高津区支援検討会	明田久美子 古屋克己 森江信子	高津区役所高齢・障害課	6月20日(火)から 2月20日(火) まで全7回
31	『高齢者がいきいきと暮らすためのソーシャルワーク実践のコツ』出前講座(10回)	角野孝一 明田久美子 古屋克己 森江信子	高津区役所、麻生区役所、和楽館居宅サービスセンター、宮前区役所、片平地域包括支援センター、川崎区役所、中原区役所、桜寿園地域包括支援センター、こだなか地域包括支援センター、宮前区介護支援専門員連絡会	8月10日(木)から 3月19日(火)まで

イ 組織支援（総合リハ推進センター以外が主催する事業所職員研修や集団プログラム等に対し、助言や指導及び技術支援を行うもの）

	組織・団体名	概要
1	自立支援協議会	企画運営会議、ワーキンググループのメンバーとして参加
2	わーくす大師	利用者の身体機能維持・向上を目的とした体操指導
3	社会福祉職新任期育成研修	保健・医療・福祉分野における社会福祉職の人材育成の推進を目的とした研修にファシリテーターとして参加
4	精神保健福祉講座（チームワークがよくなる！カンファレンス研修） 中原区役所	福祉に携わる専門職の市民への対応力、他機関連携の向上を目的とした研修にファシリテーターとして参加
5	幸区保護課新任職員研修	総合リハの活用について
6	川崎アディクションフォーラム	市内依存症回復施設や自助グループ等が、一般市民向けに依存症問題に関する普及啓発を目的としてフォーラムを実施している。実行委員会計10回参加。
7	川崎南部協力委員会	依存症地域活動支援センター川崎マック、K-GAP、Nesting等の南部地域連携を目指した会議。6回出席。
8	神奈川県酒害相談一般研修会	神奈川県酒害相談一般研修会のグループディスカッションで助言を行った。
9	依存症情報交換会	市内依存症回復施設や自助グループ等、関係各機関と情報共有を行った。
10	たかつ心のパワーアップセミナー	高津区域を中心に精神保健福祉に関わる福祉・行政機関が情報交換や普及啓発等を目的に開催。
11	川崎市障害児入所施設支援のあり方検討委員会	障害特性に応じた支援の質の向上、身体的拘束や虐待に対する認識の向上と再発防止を目的とした委員会の一員として出席

ウ 連携・調整会議・勉強会等（庁内外の機関が主催する会議等に、総合リハ推進センターの職員が委員（構成員を含む）として参加するもの）

	組織・団体名	概要
1	相談支援従事者研修研修企画検討委員会	南部地域支援室職員が委員として参加し、相談支援従事者研修の企画について検討
2	入所施設からの地域移行部会	南部地域支援室担当係長が委員として参加し、入所施設からの地域移行の推進について協議検討
3	横浜市・川崎市リハビリテーションセンター等ワーカー連絡会	横浜市と川崎市のリハビリテーションセンターのワーカーを中心としたメンバーで、資源や支援方法に関する情報共有や課題検討等を実施
4	福祉でつながる地元交流会（川崎区、幸区、中原区、多摩区、麻生区）	各地域支援室室長、担当係長が参加し、福祉関係者と民生委員等の相互理解を深め、顔の見える関係づくりを行った。
5	思春期問題相談部会	こころの健康課職員が参加し、川崎区の不登校問題についての情報共有と課題検討を実施
6	ホームレス自立支援施策推進市民懇談会	こころの健康課職員が参加。ホームレス自立支援施策に関する取組
7	川崎市立学校医療的ケア連絡会議専門部会	企画・連携推進課担当係長が委員として参加し、関係機関と情報共有を行うとともに、教育における支援の実施状況の確認や助言を実施
8	神奈川県・政令市医療的ケア児等コーディネーター連絡会議	医療的ケア児・者等支援拠点を担当する職員が参加し、情報共有、意見交換を実施
9	川崎市医療的ケア児等支援ネットワーク会議	医療的ケア児・者等支援拠点を担当する職員が参加し、医療機関、在宅生活支援機関等と共に、事例を用いて医療と在宅の連携について協議を実施
10	川崎市医療的ケア児連絡調整会議	企画・連携推進課長が委員として、医療的ケア児・者等支援拠点を担当する職員が事務局の一部として参加し、医療機関、福祉事業所、関係機関、行政機関等の委員と共に、課題の共有、支援体制の構築に向けた協議等を実施
11	各区相談支援・ケアマネジメント推進委員会	各地域支援室職員が委員、地域ケアコーディネーターがオブザーバーとして参加し、活動支援を実施
12	各区相談支援・ケアマネジメント調整会議	地域ケアコーディネーターがオブザーバー及び講師として参加し、活動支援を実施
13	認知症疾患医療センター地域連携会議	認知症に関する地域の連携体制強化のための会議に委員として出席

（４）外部機関視察（総合リハ推進センター職員が外部機関の視察を行ったもの）

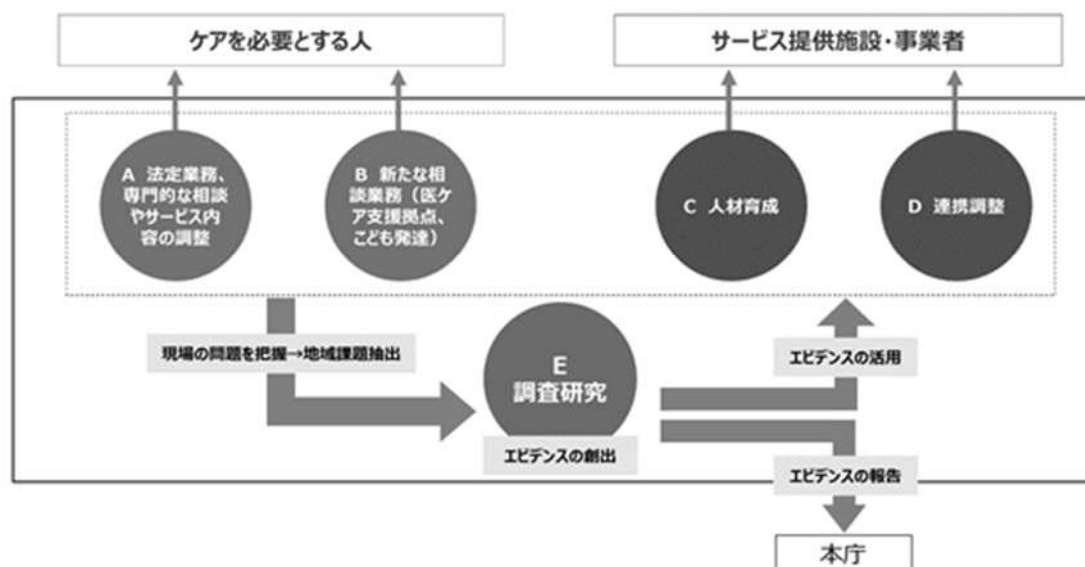
	概要	目的等
1	視察先：北九州市障害保健福祉センター 視察人数：6名 対応した職員数：9名 日程：6月30日（金）	総合リハ推進センターの将来的な業務を検討するために、北九州市障害保健福祉センターを視察し、同センターの職員と意見交換を行った（福岡市で開催された第60回日本リハビリテーション医学会学術集会に参加した職員が主となって、視察した。）。

2 調査研究等

総合リハビリテーション推進センター（以下、「総合リハ推進センター」という。）では、A 法定業務、B 新たな相談業務、C 人材育成、D 連携調整の4つの役割を果たしながら、そこで得られた問題を把握し、地域課題として抽出したうえで、E 調査研究につなげている。E 調査研究で得られた研究成果・エビデンスは、再びA～Dの取組みに還元されるとともに、市全体の福祉施策や組織のあり方に関する内容については、本庁に報告し、施策のきめ細かい展開につなげていくこととしている。

なお「川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例」には、「高齢者、障害者、障害児等の支援に関する調査研究」が第6条第4号に定められている。

総合リハビリテーション推進センターの役割



総合リハ推進センターではこれを適正かつ効果的に推進するため、令和3年4月1日に調査研究実施要綱、調査研究倫理に関する要綱、及び利益相反管理実施要綱を制定した。個別の調査研究とその実施に必要な基盤の整備、調査研究に関連する取組について内部で協議・実行しながら、庁内他組織と連携して調査研究業務を推進している。

令和5年度からは新たに「川崎市共生社会研究会」を実施することとし、令和3年度から実施していた「調査研究セミナー」及び「かわさき地域共生・学際研究ネットワーク（KID）」は川崎市共生社会研究会の枠組みに取り込んだ。

また、令和5年度は企画・連携推進課高齢者支援担当が中心となって作成した「ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージ」の普及が大きく進み、総合リハ推進センターの調査研究を代表する取組として庁内外に認知されたため、今号では独立した項目を立てて報告する。

（1）総合リハビリテーション推進センター研究倫理及び利益相反に関する懇談会

総合リハ推進センターで実施する調査研究の計画及び成果に関して第三者から意見を聴くため、調査研究倫理に関する要綱に基づき、研究倫理及び利益相反に関する懇談会を設置している。

調査研究を担当する職員から申請された計画及び報告された研究成果に対し、有識者等及び市職員からなる7名の委員が、倫理的観点及び科学的観点から意見を述べる。委員は、当該調査研究にかかる利益相反に関しても検証を行う。調査研究の計画（それを変更しようとする場合を含む）に関しては、委員の意見に基づき、所長が実施の適否を判定する。

懇談会は年2回開催し、必要に応じて臨時に書面で開催している。

検証・報告件数

開催日	検証件数・結果内訳（ ）内は変更申請再掲								報告件数		
			実施	条件付実施	不実施	非該当		中間	最終		
7月25日	5	(0)	5	(0)	0	(0)	0	(0)	1	0	1
1月30日	2	(2)	2	(2)	0	(0)	0	(0)	4	3	1

検証課題

番号	調査研究課題名
31-2	川崎市精神保健福祉センター通報事例検討会における検討内容の分析〔変更申請〕
4-2	川崎市における地域リハビリテーション支援拠点に関する報告〔変更申請〕
5-1	川崎市において精神科救急対応を要した在留外国人に関する調査研究
5-2	川崎市内の依存症回復施設利用に至る実態及び依存種別による傾向の分析調査
5-3	車椅子等の支給・判定に必要な情報に関する調査
5-4	川崎市におけるレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）活用分析
5-5	川崎市における自死と遺族支援のための基礎調査のフィージビリティスタディ

(2) 川崎市共生社会研究会

川崎市共生社会研究会は、地域包括ケアシステムの構築において協働する人材の育成と連携強化のため、情報交換・研修・討論の場を提供することを目的に実施している。形式はレクチャー及び実践報告が中心で、時に調査研究セミナー及びKIDの活動を行う。総合リハ推進センターの職員に加えて、各回のテーマに関係の深い市内他組織の職員及び地域の関係機関、並びにKIDメンバーを対象とし、参加者が主体的に意見を交わせるように運営している。

令和5年度は、各回とも年間テーマ「地域リハビリテーション」の視点から発表と討論を行うこととした。

研究会の概要

回	開催日	テーマ	発表者	参加者数
1	4月14日	川崎市医療調整本部と新型コロナウイルス感染症	澁谷 倫子（高津区役所 地域みまもり支援センター 担当部長、前 健康福祉局 保健医療政策部 災害医療担当）	16名
2	5月12日	統計資料からみた川崎市の精神科医療の状況	河野 稔明（総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 調査研究担当係長）	13名
3	6月9日	川崎市歯科口腔保健の現状と課題	半澤 元章（保健医療政策部 歯科保健政策担当部長）	10名
4	7月14日	川崎市精神障害者保健福祉手帳の保有者における精神症状、日常生活能力等の特徴の分析	柴崎 聡子（総合リハビリテーション推進センター こころの健康課 担当課長）	10名
5	9月15日	川崎市地域リハビリテーション支援拠点事業について	小林 宏高（総合リハビリテーション推進センター 副所長） 角野 孝一（同センター 企画・連携推進課 高齢者支援担当係長）	11名

6	11月14日	借金・金銭問題から複雑な課題を抱える人の支援を考える	稲村 厚 氏（司法書士、NPO 法人ワ ンデーポート理事長）	約 50 名
7	3月13日	（令和 5 年度総合リハ推進センター活動報告会の案内をもって開催に代えた。）		

※ 第 1～6 回は現地とオンラインのハイブリッドで開催した。第 6 回は発表者を外部から招聘した特別回で、オンライン参加多数で途中入退室もあったため、参加者数は概数で表示している。

（３）総合リハビリテーション推進センター勉強会

総合リハ推進センターには、民間の施設・事業者を含めた全市的な保健医療福祉サービスの質の向上を図るため、調査研究、連携調整、人材育成を推進する役割があることを踏まえ、職員を対象にした勉強会を開催している（P10 参照）。

（４）「ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージ」

令和 4 年度に高齢者分野におけるソーシャルワーク実践のコツを言語化するために作成した「高齢者がいきいきと暮らすためのソーシャルワーク実践のコツ ～ともに未来をつくる～ Ver.0.9」の普及啓発を図るため、読書会や使い方講座（P9 参照）、出前講座（P15 参照）を開催した。また、新たに基幹相談支援センター職員や病院の医療ソーシャルワーカー等にインタビューを行い、高齢者分野以外のソーシャルワークにおいても活用できる内容に改訂し、「ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージ ～ともに未来をつくる 30 のヒント～ Ver.1.0」として発行した。

（５）総合リハビリテーション推進センターの調査研究

令和 5 年度は、次の調査研究に取り組んだ（令和 4 年度以前から又は令和 6 年度以降への継続を含む）。

ア 総合リハ推進センター主体で実施する調査研究

- （ア）川崎市精神保健福祉センター通報事例検討会における検討内容の分析
- （イ）措置入院者の退院後支援とその転帰に関する調査
- （ウ）川崎市における地域リハビリテーション支援拠点に関する報告
- （エ）下肢装具の適合判定に関する調査、研究
- （オ）川崎市において精神科救急対応を要した在留外国人に関する調査研究
- （カ）川崎市内の依存症回復施設利用に至る実態及び依存種別による傾向の分析調査
- （キ）車椅子等の支給・判定に必要な情報に関する調査
- （ク）川崎市におけるレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）活用分析
- （ケ）川崎市における自死と遺族支援のための基礎調査のフィージビリティスタディ
- （コ）川崎市自殺総合対策におけるゲートキーパー養成研修の研修資材の開発と効果測定
- （サ）川崎市自殺対策総合推進計画に係る自殺統計分析
- （シ）ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージの作成（（４）参照）

イ 庁内他組織で実施する調査研究への協力（庁内他組織との共同研究を含む）

- （ア）成人期障害者の適切な支援のための生活介護サービス利用調査〔障害保健福祉部 障害計画課、障害者施設指導課、総合リハ推進センター〕

ウ 他機関で実施する調査研究への協力（他機関との共同研究を含む）

- （ア）地域移行支援対象者実態調査〔川崎市地域自立支援協議会 精神障害者地域移行・地域定着支援部会〕
- （イ）自殺対策の地域力等に関する質問紙調査〔全国精神保健福祉センター長会 データ分析・地域分析検討委員会〕

3 身体障害者関係業務

地域支援室では、在宅支援室、区役所、障害者相談支援センター、地域療育センター、地域リハビリテーション支援拠点、特別支援学校等と連携して、本人の望む場所で、障害の状況に応じてその人らしい生活が継続できるよう、3次相談機関としての専門性を活かし地域リハビリテーションを推進した。

(1) 業務内容

ア 判定

・医学的判定・評価

(ア) 補装具交付の要否判定 (P21 (2)、P22 (3) (4) 参照)

平成15年度から、身体的な変形や拘縮の進行により座位姿勢を保持することに十分な配慮を必要とする障害児者を対象に、専門事業者の参加を求め、シーティング・クリニックを行っている。

(イ) 更生医療の給付判定 (P23 (5) 参照)

(ウ) 在宅重度身体障害者訪問診査事業 (P24 (6) ア参照)

イ 専門的相談・支援

(ア) 在宅生活に係る支援

a 在宅生活に係る支援

在宅支援室と協働し以下の事業を行っている。

(a) 福祉用具・住環境整備等に係る専門的評価

(b) 在宅リハビリテーションサービス事業

b 聴覚障害者に対する相談・評価支援

(a) 補聴器修理適合相談 (P24 (6) イ参照)

補聴器の交付、試聴、適合チェックや装用後のフォローを行うとともに、修理等についての相談を補聴器業者の協力を得て実施した。

(b) 聴こえと補聴器のなんでも相談会

聴覚障害者に限らず、広く市民を対象として補聴器や聴こえなどの相談を受けるために、市政だより等で広報を行い、市内2箇所で開催を実施。装用に関する相談に応じるほか、必要に応じて聴力検査を実施し、手帳交付基準に該当し、本人が希望する場合には、改めて当所にて、手帳診断及び補聴器交付判定を行う。

→ 新型コロナウイルス感染症拡大以降、諸事情により未実施。

(イ) 施設利用者・施設職員への相談・評価支援事業（専門相談）(P25 (6) エ参照)

今年度から、『専門職施設支援』を新設し、書面での手続きを簡略化し相談のハードルを下げる取り組みを行った。この取り組みにより、専門職施設支援は評価書（判定書）を作成しないため、統計上は専門相談の数が例年より減少しているが、相談実施件数は増加した。

a 施設への相談・評価支援事業

通所施設等の職員に対して、利用者及び家族の同意のもと、施設サービスの向上のための評価支援を行った。

b 施設利用者に対する関係者の共通理解の構築が有効であり、家族等の同席を求めながら、機能維持訓練に係る助言・指導、介助や福祉機器の活用等の技術支援、その他の情報提供等を行った。

上記について、在宅支援室と協働して取り組んだ。

(ウ) 発達相談支援業務 (P25 (6) エ参照)

a 児童への支援として、主として児童相談所の関わる児童ケースへの評価を実施し、職員及び保護者や本人へのフィードバックを行った。

- b 施設への支援の一環であり、その依頼内容に応じたリハ専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が評価・支援を実施する。

ウ 地域リハビリテーション推進に係る事業

(ア) 関係機関との連携

在宅支援室、区役所、障害者相談支援センター、地域療育センター、地域リハビリテーション支援拠点、医療的ケア児者支援拠点、特別支援学校等との連携を図り、障害児者への総合的な相談・支援を実施した。

(イ) 関係職員研修会・連絡会等の開催

関係機関と必要に応じて会議等を開催するとともに、関係機関および障害者団体等からの依頼に応じて職員を派遣し、リハビリテーションに関連する支援を行った。

(2) 判定取扱件数

取扱実人員					判 定 件 数																		
		18歳未満	18歳以上	合計	手帳診断			更生医療					補装具				日常生活用具	やさしい住まい（自立促進用具）	やさしい住まい（住宅改造）	専門相談	その他	合計	
					該当	身障非該当	計	給付（新規）	給付（継続）	給付（変更）	給付否	計	交付	交付否	修理	計							
視覚	来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	書類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
聴覚	来所	0	182	182	34	0	34	0	0	0	0	0	109	0	19	128	0	0	0	0	162		
	書類	8	265	273	0	0	0	2	0	0	0	2	271	0	0	271	0	0	0	0	273		
	巡回	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1		
音声言語	来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	書類	0	11	11	0	0	0	1	10	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
肢体不自由	来所	2	300	302	7	0	7	0	0	0	0	0	282	0	8	290	5	0	0	0	302		
	書類	27	268	295	0	0	0	1	0	0	0	1	281	2	11	294	0	0	0	0	295		
	巡回	2	195	197	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	20	24	10	10	43	107		
内部	来所	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1		
	書類	0	224	224	224	0	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	224		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	来所	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	8	0	0	0	9		
	書類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	巡回	1	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4		
合計	来所	2	472	474	41	0	41	0	0	0	0	0	393	0	27	420	13	0	0	0	474		
	書類	35	768	803	224	0	224	4	10	0	0	14	552	2	11	565	0	0	0	0	803		
	巡回	3	109	112	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	1	21	24	10	11	48	112		
	合計	40	1349	1389	265	0	265	4	10	0	0	14	965	2	39	1006	27	10	11	48	1389		

(3) 補装具種目別交付判定件数

	補装具種目	来所	書類	巡回	合計
義手	肩義手	0	0	0	0
	上腕義手	0	0	0	0
	肘義手	0	0	0	0
	前腕義手	0	3	0	3
	手義手	0	0	0	0
	手部義手	1	1	0	2
	手指義手	0	0	0	0
	特例補装具	0	0	0	0
	計	1	4	0	5
義足	股義足	2	1	0	3
	大腿義足	7	10	0	17
	膝義足	0	0	0	0
	下腿義足	12	29	0	41
	果義足	2	0	0	2
	足根中足義足	1	1	0	2
	足指義足	0	0	0	0
	特例補装具	0	0	0	0
	計	24	41	0	65
短下肢装具	股装具	0	0	0	0
	長下肢装具	2	4	0	6
	膝装具	5	5	0	10
	短下肢装具	120	128	0	248
	足底装具	18	3	0	21
	靴型装具	51	22	0	73
	特例補装具	0	0	0	0
	計	196	162	0	358
	体幹装具	0	3	0	3
	上肢装具	3	0	0	3
車いす	普通型	40	28	4	70
	リクライニング式普通型	1	0	0	1
	手動リフト式普通型	0	0	0	0
	前方大車輪型	0	0	0	0
	片手駆動型	2	0	0	2
	リクライニング式片手駆動型	0	0	0	0
	レバー駆動型	0	0	0	0
	手押し型A	8	8	1	15
	手押し型B	0	0	0	0
	リクライニング式手押し型	2	5	2	9
	ティルト式普通型	0	0	0	0
	リクライニングティルト式普通型	2	2	0	4
	ティルト式手押し型	0	2	0	2
	リクライニングティルト式手押し型	2	2	1	5
	特例補装具	0	0	0	0
	計	57	43	8	108

	補装具種目	来所	書類	巡回	合計
電動車いす	普通型4.5km	0	0	0	0
	普通型6.0km	2	0	2	4
	手動兼用型A	13	4	2	19
	手動兼用型B	0	0	0	0
	リクライニング式普通型	0	0	0	0
	電動リクライニング式普通型	0	0	0	0
	電動リフト式普通型	0	0	0	0
	電動ティルト式普通型	0	0	0	0
	電動リクライニングティルト式普通型	0	0	0	0
	特例補装具	0	0	0	0
	計	15	4	4	23
座位保持装置	平面形状型	0	7	0	7
	モールド型	1	10	1	12
	シート張り調整型	1	6	2	9
	車いすフレーム付	1	5	0	6
	リクライニング式車いすフレーム付	0	0	0	0
	電動車いすフレーム付	0	0	1	1
	特例補装具	0	0	0	0
	計	3	28	4	35
	歩行器	3	3	0	6
	頭部保護帽	10	0	0	10
歩行補助杖	T杖	0	0	0	0
	松葉杖	1	0	0	1
	カナディアンクラッチ	0	0	0	0
	ロフトランドクラッチ	3	0	0	3
	多点杖	0	0	0	0
	計	4	0	0	4
	収尿器	0	0	0	0
	重度障害者用意思伝達装置	1	3	4	8
補聴器	高度難聴用ポケット型	3	4	0	7
	高度難聴用耳掛け型	57	215	0	272
	重度難聴用ポケット型	0	1	0	1
	重度難聴用耳掛け型	37	43	0	80
	耳あな型（レディメイド）	0	0	0	0
	耳あな型（オーダーメイド）	11	0	0	11
	骨導式ポケット型	0	0	0	0
	骨導式眼鏡型	0	0	0	0
	特例補装具	1	8	0	9
	計	103	271	0	380
	その他	1	1	34	36
	総計	427	563	54	1,044

※頭部保護帽とT杖は補装具種目にないが、過去の経緯から参考計上している。

(4) 特例補装具判定状況

障害者総合支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準によることができない場合における補装具の交付については、市町村においてその必要性を判断し、補装具費支給をすることになっている。

川崎市では、川崎市身体障害者（児）特例補装具審査会設置運営要綱に基づき、必要性の検討を行っている。

	18歳未満	18歳以上	交付	交付否	来所	書類	巡回
骨導式ヘッドバンド型補聴器	5		5			5	
デジタル周波数ワイヤレス補聴器システム	3	1	4		1	3	
小計	8	1	9	0	1	8	0
合計		9		9			9

(5) 更生医療判定件数

障害 区分		内 容	合計	
視覚障害		緑内障手術	0	0
		その他	0	
聴覚障害		人工内耳埋め込み術及びその他の手術	2	2
音声言語		口唇形成術・口蓋形成術	0	11
そしゃく		歯科矯正治療	10	
機能障害		その他	1	
肢 体 不自由		人工関節置換術	0	1
		人工関節置換術後理学療法	0	
		関節固定術・形成術	0	
		筋腱切り術・延長術・形成術	0	
		骨切り術・骨移植術	0	
		術後理学療法	0	
		その他	1	
内部	心 臓	弁形成術・弁置換術・弁移植術	0	4
		欠損孔閉鎖術・開心根治手術	0	
		冠動脈バイパス術	0	
		ペースメーカー植え込み術	1	
		ペースメーカージェネレーター交換	2	
		その他	1	
	じん臓	腎移植術・術後免疫療法	37	163
		人工透析	126	
	免 疫	抗H I V療法	52	52
	肝 臓	抗免疫療法	5	5
合計			238	

(6) 各種事業の実施状況

ア 在宅重度身体障害者訪問診査

診査内容（相談取扱件数）

地区 年度	手帳 診断	補装具	日常生活 用具	自立促 進用具	住宅 改修	専門 相談	合計
5	0	21	24	10	11	46	112

イ 補聴器修理・適合相談

・補聴器外来

当所では、補聴器交付判定後に補聴器が適切に利用されるように、毎週火曜日に補聴器外来を設けている。言語聴覚士、ケースワーカー、補聴器業者 5 社が相談に応じ、交付適合チェック、装用指導、管理指導、修理及び試聴貸し出し等を実施している。

延べ人数	適合評価	交 付	修 理	イヤモード	合計（件）
173	125	26	69	45	265

ウ 在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業

やさしい住まい推進事業は、在宅の重度障害者が現に居住している市内の既存住宅をその障害状況に適するように改良工事を行って、自らの生活環境の改善を図る場合に、その工事に要する費用を給付する。また、在宅生活での必要な動作に制限を受けている障害者に自立促進用具を交付することによって、障害者の自立の促進や介助者の負担軽減を図る。

(ア) 住宅設備改良・改修（重複あり）

(件)

	トイレ	手すり	居室	室内段差	洗面台	浴室	ドア	玄関
5 年度	3	1	3	0	1	4	2	0

(イ) 自立促進用具

(件)

	段差解消機	階段昇降機	リフト	ホームエレベーター 環境制御装置
5 年度	2	2	6	0

エ 専門相談事業（判定書交付分）

（ア）実施施設

入所施設	生活介護	1
	障害者支援施設	0
	宿泊所型自立訓練施設	0
通所施設	生活介護	0
	就労継続	45
	就労移行	0
	自立訓練	0
グループホーム		0
その他		2
合 計		48

（イ）利用者実人数

年代別	実人数
18～19歳	1
20歳代	12
30歳代	10
40歳代	11
50歳代	6
60歳代	6
70歳～	0
合 計	46

（ウ）障害別取扱実人数

障害内容	人数
肢体不自由	28
聴覚障害	0
視覚障害	0
心臓機能障害	0
知的障害のみ	18
合 計	46

（エ）援助件数

援 助 内 容	相談	件 数		
	件数	P T	O T	S T
身体機能の評価・福祉機器	35	22	13	0
精神機能の評価援助	0	0	0	0
福祉関係制度について	0	0	0	0
施設の生活環境・作業環境	3	1	2	0
保健・衛生面について	0	0	0	0
聴力やコミュニケーションについて	0	0	0	0
嚥下機能の評価	14	0	12	2
作業能力の評価	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合 計	52	23	27	2

オ 高次脳機能障害者への支援

（ア）高次脳機能障害者支援従事者研修

高次脳機能障害者の相談窓口である区役所（高齢・障害課、地域支援課、保護課）、障害者地域相談支援センター職員を対象とし、地域リハビリテーションセンター、れいんぼう川崎、高次脳地域活動支援センターと共催で年1回実施。3か所の地域リハビリテーションセ

ンター各管区で実施し高次脳機能障害の見立てや支援方法、支援の流れ等について理解を深め、専門機関と協働できる体制づくりを目的として実施した。

(イ) 川崎市高次脳機能障害支援会議

川崎市における市全体の高次脳機能障害支援体制の強化と、高次脳機能障害支援を実施している関係機関のネットワーク構築を図ることを目的とする会議で、構成する委員は、川崎市内の高次脳機能障害支援専門機関（高次脳機能障害地域活動支援センター、南部・中部・北部リハビリテーションセンター、れいんぼう川崎）の職員が参加している。

市外の近隣回復期病院へのヒアリングの実施、リーフレットの作成や研修の企画等を行った。

カ Kawasaki Welfare Technology Lab（通称「ウェルテック」）との連携

ふくふく内 1 階に位置する経済労働局所管の Kawasaki Welfare Technology Lab（通称「ウェルテック」）は川崎市、国立大学法人東京工業大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所の三者で運営しており、福祉製品・サービスの開発支援を実施している。Kawasaki Welfare Technology Lab との有機的連携により、大学・研究機関や福祉機器・用具の開発事業者と福祉現場との協働による「使われる、役に立つ福祉機器・用具の開発」について毎月連絡会を持ち、年 2 回、企業や福祉関係者を対象とした連携ミーティングを開催した。また、適宜企業の製品開発や検証への協力を行った。

キ 地域リハビリテーション支援拠点の運営支援

リハ拠点は、相談支援・ケアマネジメントのプロセスにリハビリ専門職が関与することにより、自立支援の理念に基づいて参加・活動を促し、要介護高齢者等が住み慣れた自宅等で自分らしく暮らせることを目的としている。

地区別の情報交換会及び、全体会議に出席し、情報共有や助言等を実施したり、連携してケース支援を行う等して、運営支援を行った。

ク 他都市との連携

- ・ 関東甲信越地区身体障害者更生相談所長協議会及び職員研究協議会
- ・ 大都市身体障害者更生相談所主管者会議及び連絡協議会
- ・ 全国身体障害者更生相談所長協議会
- ・ 四都市（神奈川県・横浜市・相模原市・川崎市）障害者更生相談所補装具部会及び所長会
各会議において、議題の提案、回答、共有を行っている。令和 5 年度はコロナの影響で一部の会議が書面開催であった。

4 身体障害者手帳関連業務

身体障害者手帳の所持者数は、過去 5 年間の動向では、肢体不自由は微減、内部障害は増加傾向にあり、2024 年 3 月末時点で 36,590 人で、微減となった。

(1) 業務内容

ア 身体障害者手帳審査事務

福祉事務所から送付された身体障害者手帳申請書（診断書）について、川崎市障害程度審査委員会において審査、または事務審査を行う。

審査終了後、福祉事務所が手帳交付を行うための決定処理（新規認定・障害程度変更・障害名追加・再認定）を行う。

(ア) 川崎市障害程度審査委員会（P28（2）参照）

身体障害者手帳の適正な審査に基づく手帳交付を目的として設置されている。

障害種別毎の医師意見身体障害者福祉法別表への該当、非該当、障害等級の程度及び再認定の要否等について障害種別ごとに専門審査を行う。

(イ) 川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会（P28（3）参照）

川崎市障害程度審査委員会において非該当と判断したもの及び障害者更生相談所長が必要と認めたものを諮問。

審査部会開催事務を担い、審査部会の答申に基づき決定処理を行う。

イ 身体障害者福祉法第 15 条指定医師管理事務

(ア) 身体障害者福祉法第 15 条指定医師の登録情報管理

指定医師の新規申請、異動、兼務、辞退届に基づく登録情報管理を行う。

(イ) 川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会指定医師審査部会（P29(4)参照）

新規申請の指定医師の審査を諮問し、異動、兼務、変更、辞退届の報告を行う。

審査部会の答申に基づき決定した結果を告示し、指定書及び指定内容変更確認書等を発行する。

ウ カード形式の障害者手帳（身体・療育・精神）の発行事務（P29（5）参照）

申請に基づくカード形式への切替に伴う事務処理を行う。

(2) 身体障害者手帳障害程度審査件数

障害種別		審査 件数	交付（申請事由別）				保留 照会	
			新規	障害程度変更	障害名追加	再認定		計
視覚障害		230	160	27	21	9	217	13
聴覚機能障害		405	262	53	27	9	351	54
平衡機能障害		2	1	0	0	0	1	1
音声機能障害		23	20	0	2	1	23	0
言語機能障害		41	21	0	0	13	34	7
そしゃく機能障害		12	5	0	0	4	9	3
肢体不自由		1, 113	739	74	53	104	970	143
内部障害	心臓機能障害	1, 210	652	18	35	363	1, 068	142
	じん臓機能障害	457	390	14	48	0	452	5
	呼吸器機能障害	138	88	10	5	6	109	29
	ぼうこう機能障害	76	54	0	7	3	64	12
	直腸機能障害	318	260	2	25	8	295	23
	小腸機能障害	2	1	0	1	0	2	0
	免疫機能障害	29	23	1	1	1	26	3
	肝臓機能障害	25	11	1	1	1	14	11
	小計	2, 255	1, 479	46	123	382	2, 030	225
計		4, 081	2, 687	200	226	522	3, 635	446

※ 審査件数は、保留照会事例が複数回審査されるため延べ件数となる。

(3) 社会福祉審議会障害程度審査部会

障害種別		審査 件数	審査結果		
			非該当	認定	照会等
視覚障害		0	0	0	0
聴覚機能障害		0	0	0	0
平衡機能障害		0	0	0	0
音声機能障害		0	0	0	0
言語機能障害		1	1	0	0
そしゃく機能障害		1	1	0	0
肢体不自由		28	9	13	6
内部障害	心臓機能障害	11	10	0	1
	じん臓機能障害	1	1	0	0
	呼吸器機能障害	8	5	1	2
	ぼうこう機能障害	5	2	1	2
	直腸機能障害	3	3	0	0
	小腸機能障害	0	0	0	0
	免疫機能障害	0	0	0	0
	肝臓機能障害	2	2	0	0
	小計	30	23	2	5
計		60	34	15	11

※ 審査件数は、照会事例が複数回審査されるため延べ件数となる。

(4) 社会福祉審議会指定医師審査部会諮問件数

障害種別/審査結果		新規	異動	兼務	内容変更	辞退	年度末登録数
視覚障害		3	0	1	0	5	128
聴覚・平衡機能障害		5	1	6	1	7	158
音声・言語・そしゃく機能障害		11	3	8	1	10	237
肢体不自由		32	8	7	4	28	812
内部障害	心臓機能障害	14	3	3	0	7	273
	じん臓機能障害	12	1	0	1	4	209
	呼吸器機能障害	8	2	1	0	6	214
	ぼうこう・直腸機能障害	15	2	1	1	4	279
	小腸機能障害	7	0	1	0	3	136
	免疫機能障害	3	0	1	0	0	25
	肝臓機能障害	2	1	1	0	2	101
合計		112	21	30	8	76	2,572

※ 年度末登録数は、兼務する医療機関毎に、複数の障害種別で登録のある医師は種別毎に算定。

(5) カード形式障害者手帳切替え受付件数

手帳件数／手帳種別	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	合計
カード形式手帳受付数	496	78	151	725

5 知的障害者関係業務

障害者総合支援法（H25 までは障害者自立支援法）の導入に伴い、利用者のサービス選択に必要な情報提供、サービスの質の向上のための施設支援、障害者の自己決定を実現するための権利擁護等本人、家族、支援者の支援がより一層必要とされている。

その一方で、知的障害児・者数は増加しており、特に軽度（B2）の方の増加が顕著である。それに伴い、環境への不適應を起こすケースや強度行動障害、重複障害のあるケース、被虐待ケース、複合的な課題を抱えるケース等、支援困難なケースも増加している。こういった状況下において、本人、家族、地域の支援者等を支える専門機関として、判定や地域支援等の業務に取り組んだ。

令和5年度より、地域での生活支援に注力するため、療育手帳判定事務の簡便化を行い、障害者施設に対して当室の機能を広く周知して、迅速な支援に繋げた。また、療育手帳判定医による医療相談を新たに開始し、支援者が精神科医に相談できる場を確保した。

（1）業務内容

ア 判定・評価

（ア）療育手帳判定（P31（2）（3）、P33（4）イ参照）

目的に応じて、療育手帳交付の適否及び障害程度を認定するための判定を行っている。

- a 特別支援学校高等部等卒業予定者の進路相談
- b 施設および福祉サービス利用のための相談
- c 支援方針の検討
- d 行動障害等地域生活、施設生活困難者に対する支援

等を行うため、必要に応じて医学的評価、心理・職能評価、及び社会診断を行っている。

（イ）専門相談（P25（6）エ参照）

身体機能、発達（自閉症評価等）及び心理状態に関する相談・評価を行っている。

イ 相談業務

- ・ 在宅障害者地域サービス事業（P33（7）参照）

地域生活をおくる上で何らかの問題を抱えている知的障害者に対し、訪問もしくは来所により個別に支援を行っている。具体的には、本人や家族等との面談や通所先等の環境調整に向けた行動観察及び助言、支援者への対応方法の提案や支援方針検討に向けた協力・助言等を実施した。また、課題やニーズによっては、在宅支援室とも協働し、支援を行った。

- ・ 専門職施設支援

令和5年度より、障害者施設から寄せられた相談に対するコンサルテーションを専門職施設支援として位置づけ、各施設へ周知の上、主に巡回によるアセスメントや技術支援を実施した。

- ・ 医療相談

令和5年度より、知的障害者支援に携わる関係機関職員を対象として、精神科嘱託医による医療相談を開始し、医学的な助言や方針検討を行う場を提供した。

ウ 関係職員の研修

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、障害福祉サービス事業所等の関係機関に従事する職員の資質向上を図るため、研修等を企画・実施するとともに、コンサルテーションを行っている。

エ 他都市との連携

- ・ 関東甲信越ブロック知的障害者更生相談所所長会議及び職員協議会
- ・ 大都市知的障害者更生相談所職員連絡協議会

- ・全国知的障害者更生相談所所長会議
- ・四州市（神奈川県・横浜市・相模原市）知的障害者更生相談所連絡会心理判定部会
各会議において、議題の提案、回答、共有を行っている。

オ 特別支援学校等卒業生進路対策事業

- ・特別支援学校等卒業予定者利用調整会議
障害保健福祉部障害計画課と共に事務局を務め、地域支援室は専門評価を担った。
学校や事業所と連携して特別支援学校等の生徒のより良い進路選択を支援した。
- ・特別支援学校等高等部卒業生進路担当者会議
障害計画課が事務局を務め、学校や支援教育課と情報共有、連携を深め、生徒の進路選択を支援した。
- ・福祉相談会
主に市立及び市内県立の特別支援学校が開催する福祉相談会にて、療育手帳判定の案内や卒業予定者の状況把握を行った。
- ・情報交換会
主に市立及び市内県立の特別支援学校にて、1～3回程度ずつ開催。学校、区役所が参加し、卒業予定者の進路や支援に必要な情報共有を行った。

（２）月別判定・評価実施状況

(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
療育手帳	7	11	14	26	36	29	24	23	11	8	5	7	201
専門相談	2	0	3	1	0	1	0	3	1	0	0	2	13
合 計	9	11	17	27	36	30	24	26	12	8	5	9	214

（３）福祉事務所別判定・評価実施件数

福祉事務所	療育手帳	書類判定	専門相談	合計
川 崎	10	14	1	25
大 師	16	4	1	21
田 島	9	7	1	17
幸	27	6	0	33
中 原	33	7	3	43
高 津	24	7	1	32
宮 前	20	7	4	31
多 摩	17	6	1	24
麻 生	24	6	1	31
合 計	180	64	13	257

(4) 療育手帳判定時の状況（書類判定を除く）

ア 所属・福祉事務所別件数

内 訳			川崎	大師	田島	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計
学校	中学校	普通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別支援学校	中学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		高等	7	9	5	15	23	17	16	5	12	109
	そ の 他		1	1	1	7	4	5	0	4	6	29
在宅（所属先なし）			0	3	2	1	1	0	2	2	4	15
入所施設	障害児者		0	0	1	0	2	0	0	0	0	3
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通所施設	障害者		2	3	0	1	3	1	0	4	1	15
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就 労	在宅		0	0	0	2	0	1	2	2	1	8
	グループホーム等		0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
医 療	精神		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			10	16	9	27	33	24	20	17	24	180

※ 「学校 その他」は、普通高、定時制高、通信制高校サポート校、専修学校、専門学校、短大を含み、「入所施設 その他」には、法務省関連施設、女性保護施設、児童自立支援施設等を含む。

イ 程度・年齢区分別件数

		18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～	小計	合計
最重度 (A 1)	男	5	6	0	1	0	2	0	0	14	21
	女	3	4	0	0	0	0	0	0	7	
重度 (A 2)	男	10	6	1	0	1	1	0	1	20	36
	女	7	6	2	1	0	0	0	0	16	
中度 (B 1)	男	11	10	2	1	0	2	1	0	27	47
	女	5	11	4	0	0	0	0	0	20	
軽度 (B 2)	男	21	19	4	1	0	1	0	0	46	75
	女	9	11	9	0	0	0	0	0	29	
非該当	男	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	男	47	41	7	3	2	6	1	1	108	180
	女	24	32	15	1	0	0	0	0	72	
合 計		71	73	22	4	2	6	1	1		180

ウ 新規判定例の判定時年齢別件数

18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～	合 計
3	7	16	2	1	3	1	0	33

(5) 重複障害の状況（身体障害者手帳所持者数）

内 訳	最重度	重度	中度	軽度	非該当	計
視覚障害	0	2	2	0	0	4
聴覚障害	0	0	0	0	0	0
言語機能障害	0	0	1	0	0	1
肢体不自由	10	3	4	3	0	20
内部障害	0	0	0	0	0	0
合 計	10	5	7	3	0	25

(6) 心理・職能検査の実施状況

内 容		最重度	重度	中度	軽度	非該当	合計
心理検査	田中ビネー知能検査	21	36	47	75	1	180
	描画検査	1	23	38	51	1	114
	その他	2	2	0	0	0	4
職能検査	一般職業適性検査（器具検査）	4	28	45	70	1	148
	タッピング	2	27	45	70	1	145

(7) 在宅障害者地域サービス事業

適切な社会資源の活用が図られていない障害者や施設利用あるいは就労しているものの、集団に不適應を起こしたり、種々の問題を抱えている障害者本人・家族及び関係者を対象に支援を行うことで、課題の改善を図り、社会参加を促進する。

・個別フォロー内訳

ア 福祉事務所別内訳（実人員数）

福祉事務所	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	県外	合計
	144	86	63	57	59	55	62	0	526

イ 性別

性 別	男	女	合 計
実人員	299	227	526

ウ 障害程度別

程 度	A 1	A 2	B 1	B 2	手帳なし	合 計
実人員	85	96	110	192	43	526

エ 年齢別

年 齢	18歳 未 満	18～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳 ～	合 計
実人員	18	76	233	94	44	47	10	4	526

6 精神保健福祉関連業務

(1) 業務内容

ア 地域支援

地域支援では、主たる業務を支援困難事例に対するアウトリーチ活動と位置づけた。支援対象者は病状の認識を欠き、援助希求に乏しい事が多い。その要因として、病状に加えて、貧困、単身、高齢、虐待などの生活背景のストレス要因が大きく関与していることが考えられる。

本人やその家族と信頼関係を構築しながらの支援を行うには、多くの時間と丁寧な関りが必要となる。そのため、受療支援や家族支援も多くの割合を占めている。また、病状、生活課題が複雑多岐に渡っている多問題ケースも多く、多くの関係機関との連携支援により地域生活の安定維持を図るための支援を行っている。

支援者数

性 別	男	女	合 計
実人員	654	578	1,232

支援方法

対応	合計	来所	訪問	電話	メール	ケア会議
延数	11,044	175	2,456	7,814	444	155

内訳

電話・連絡				来所・訪問						
総数	本人	家族	関係機関	総数	来所	家庭	区役所	医療機関	事業所	その他
7,814	1,391	673	5,750	2,655	175	750	442	597	267	424

イ 医療観察法支援

心神喪失者等医療観察法に伴う地域支援は、地域社会における処遇のガイドライン（H17.4 法務省作成）に準拠して行っている。処遇期間中の医療観察法対象者へのコーディネートは横浜保護観察所の社会復帰調整官が行うこととなっているが、地域処遇においては医療面だけでなく生活上の支援を行うことも極めて重要である。各地域支援室では、処遇終了後を見据え、地域生活へのスムーズな移行や定着、一般精神医療への移行、地域支援体制の橋渡し等もふまえ、処遇開始当初より関わりを持つこととしており、処遇終了後も継続した支援を行っている。

支援者数

性 別	男	女	合 計
実人員	7	2	9

支援方法

対応	来所	訪問	電話	メール	ケア会議	合計
延数	0	29	60	5	34	128

内訳

電話・連絡				来所・訪問						
総数	本人	家族	関係機関	総数	来所	家庭	区役所	医療機関	事業所	その他
69	1	1	67	51	1	1	5	30	11	3

ウ 関係機関支援・地域連携

(ア) 各区精神保健カンファレンス

各区精神保健係が開催する精神保健カンファレンスに総合リハビリテーション推進センターの医師と当所担当者2～3名とで出席し、広義の精神疾患ケースの支援についてコンサルテーションを行っている。概ね月1回のペースで開催されるこのカンファレンスは、直接医師からコンサルテーションを受けられる場として有効活用され、高齢・障害課のみならず、地域支援課や保護課等、他の職員にとっても貴重な場となっている。また提出された事例の中で、必要に応じ、連携して支援を行う流れとなっている。

各区カンファレンスへの出席回数

種別	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
出席回数	12	11	11	12	9	10	24	89
検討・共有事例数	54	32	70	53	57	48	117	431

※ 区によって検討方法が異なる。

(イ) 地域連携会議

関係機関が連携して事例検討やネットワークの強化等を行う会議等に参加し、各関係機関と情報交換を行うとともに、事例検討等でコンサルテーションを行った。(P14(Ⅱ-1(4))参照)

(ウ) 北部メンタルネットワーク会議

多摩区・麻生区を中心とする医療機関、訪問看護ステーションおよび地域相談支援機関、区役所職員を対象に連携強化と技能向上を目的とした会議を開催している。年3回実施し、今年度は『相談支援について』・『要保護児童対策地域協議会』・『精神保健福祉法改正について』をそれぞれテーマとし、講義とグループワークを行った。

エ グループ活動

(ア) 当事者グループ(若者グループ)

開催回数：4回 参加人数：延べ7名

(イ) 麻生図書館ボランティア(毎月第2・4金曜午前)

開催回数：16回 参加人数：延べ39名

毎回2～3名が参加。リユース本のシール貼り作業を中心に行っている。
社会資源やサービスにつなぐににくい方の活動の場、作業レベルや集団活動のアセスメントの場になっている。

オ こころの健康課、企画・連携推進課との協働

(ア) こころの健康課・地域支援室等事例検討会議 (P48 参照)

(イ) 措置入院患者の退院後支援 (P48 参照)

(ウ) 川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業

自殺対策担当とともに連携会議(隔月)へ出席した。

連携会議出席回数: 5回(書面開催含む)

(エ) ひきこもり支援事業 (P13 (Ⅱ-1 (4) 3 参照)

ひきこもり地域支援センター・地域支援室連携会議

出席回数: 10回

(2) 自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定業務

区役所から送付された自立支援医療(精神通院医療)支給申請及び精神保健福祉手帳交付申請について、毎月2回開催する判定会において、判定を行っている。

精神障害者保健福祉手帳の判定業務では、診断書が添付された申請の手帳交付可否及び障害等級について、精神科医療に従事する複数の医師により、厚生労働省の判定要領に基づき精神疾患の状態とそれに伴う生活能力障害の両面から、総合的な判定を実施している。

年金証書等での申請は、障害年金受給の事実を確認し、厚生労働省の要領に基づき、年金等級に応じた手帳の決定を行っている。

判定終了後、各区役所が手帳交付を行うための決定処理(結果入力等)を総務・判定課で行っている。

- ・自立支援医療(精神通院医療)

精神障害者の医療の受診確保を容易にするため、通院医療費の一定割合を公費負担する制度。

- ・精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の自立生活や社会参加の促進を図ることを目的にしている。手帳を持つことで税金控除等のサービスが受けられる。初診日から6か月以上経過している方で、日常生活または社会生活に障害がある方が対象である。

判定会開催状況

	開催回数	自立支援医療(精神通院医療)			精神障害者保健福祉手帳		
		審査件数	承認件数	不承認件数	審査件数	承認件数	不承認件数
令和5年度	24	29,487	29,467	20	9,407	9,382	25
令和4年度	24	28,670	28,649	20	8,326	8,295	31
令和3年度	24	27,027	27,003	24	8,382	8,369	13
令和2年度	24	28,725	28,709	16	6,867	6,850	17
令和元年度	24	24,801	24,783	18	7,380	7,369	11

7 精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮し、その適正な医療を確保することを目的とし、患者の入院（医療保護入院）及び入院継続（医療保護入院・措置入院）の要否、入院中の患者からの退院請求・処遇改善請求について、公正かつ専門的見地から審査を行った。

患者の入院（医療保護入院）及び入院継続（医療保護入院・措置入院）の要否に関する審査状況

		審査件数	審査結果件数			審査中	
			現在の入院 形態が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院継続不要		
医療保護 入院の届出	令和5年度	1,683	1,683	0	0	0	
	令和4年度	1,530	1,528	0	0	2	
	令和3年度	1,186	1,184	0	0	2	
	令和2年度	1,459	1,457	0	0	2	
	令和元年度	1,641	1,634	0	0	7	
入院中の 定期報告等	医療保護 入院	令和5年度	584	584	0	0	0
		令和4年度	569	569	0	0	0
		令和3年度	594	594	0	0	0
		令和2年度	663	661	0	0	2
		令和元年度	655	652	0	0	3
	措置 入院	令和5年度	4	4	0	0	0
		令和4年度	2	2	0	0	0
		令和3年度	1	1	0	0	0
		令和2年度	1	1	0	0	0
		令和元年度	5	5	0	0	0

入院中の患者からの退院・処遇改善請求に関する審査状況

			請求 件数	審査 件数	審査結果件数		取下	審査要件 消失	審査中
					入院又は 処遇は適当	入院又は 処遇は不適 当			
退 院 請 求	医 療 保 護 入 院	令和5年度	35	23	23	0	12	0	0
		令和4年度	34	17	17	0	12	5	0
		令和3年度	32	18	18	0	8	6	0
		令和2年度	28	19	19	0	4	4	1
		令和元年度	16	13	13	0	2	1	0
	措 置 入 院	令和5年度	26	13	12	1	9	4	0
		令和4年度	35	11	10	1	7	17	0
		令和3年度	12	4	3	1	3	5	0
		令和2年度	16	8	8	0	1	7	0
		令和元年度	19	6	6	0	6	5	2
処 遇 改 善 請 求※	医 療 保 護 入 院	令和5年度	0	0	0	0	0	0	0
		令和4年度	1	1	1	0	0	0	0
		令和3年度	3	2	2	0	1	0	0
		令和2年度	7	3	3	0	2	2	0
		令和元年度	3	2	2	0	1	0	0
	措 置 入 院	令和5年度	1	1	1	0	0	0	0
		令和4年度	1	1	1	0	0	0	0
		令和3年度	7	5	3	2	1	1	0
		令和2年度	2	2	2	0	0	0	0
		令和元年度	2	2	1	1	0	0	0

※ 退院請求と同時請求を含む。

8 精神保健福祉相談

(1) こころの電話相談

平成14年度の精神保健福祉センター開設時から「こころの電話相談」を開始し、平日の9時から16時まで、市民を対象とした匿名での電話相談を行ってきたが、市民サービス拡充のため、平成26年度から開設時間を平日の9時から21時までに延長した。そして、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引く中、感染に対する不安、仕事や社会生活の変化に伴うストレスなど、こころの健康への影響が懸念されており、市民のこころの健康を保持増進するため、令和3年6月より土日、祝日及び年末年始における開設時間を拡充している。(年末年始は17時まで)

相談者続柄

	件数	本人	家族							その他
			計	父	母	配偶者	同胞	子	その他	
令和5年度	10,934	10,618	260	16	137	46	29	32	0	56
令和4年度	9,863	9,525	275	22	133	53	22	45	0	63
令和3年度	8,705	8,285	336	23	171	64	38	40	0	84
令和2年度	5,303	5,029	226	25	114	42	20	25	0	48
令和元年度	5,021	4,749	232	22	121	46	26	17	0	40

相談者及び対象者性別

計	相談者			対象者		
10,934	男	女	不明	男	女	不明
	3,473	7,460	1	3,575	7,346	9

対象者の住所

計	市内	市外	不明
10,934	10,669	181	84

相談経路

計	初めて	2回目	常連(3回目以上)	不明
10,934	1,519	6,231	3,009	175

相談内容

計	精神的な病気・障害に関する事	行動上の問題に関する事	依存に関する事	対人関係及び心理的な事	制度・福祉・暮らしの事	児童・教育に関する事	人権に関する事	その他
10,934	986	218	51	8,241	949	50	10	429

対象者受診歴

計	受診歴あり				なし	不明
	小計	通院中	入院中	現在なし		
10,934	6,962	6,066	15	88	354	3,618

受診歴ありの診断名

計	統合失調症	気分障害	人格障害	不安障害	てんかん	アルコール依存症	嗜癮	摂食障害	発達障害	その他	不明
6,962	2,791	1,548	12	304	17	15	9	2	583	300	1,381

自殺関連の相談

計	自殺関連あり	自殺関連なし
10,934	372	10,562

(2) 特定相談及びその他の相談

ア 特定相談（電話、来所、訪問）

相談件数

相談件数	相談実数
479	420

相談種別件数

計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	摂食障害	うつ・うつ状態	GID	その他
479	9	4	162	54	42	41	0	5	23	8	131

イ メール相談

相談者数

計	本人	家族	その他	計
アルコール・薬物	6	4	3	13
女性のための依存症 電話相談	1	0	0	1

(3) 思春期電話相談（特定相談事業）

ア 相談状況

実数...38 ケース、延相談件数...41 件

イ 各事業状況

事業別一覧

	事業名・講師名	実施回数	参加延人数
技術援助・指導	思春期電話相談スーパーバイズ 小野 和哉（聖マリアンナ医科大学病院）	6	101

(4) 依存症対策

平成 29 年 6 月厚生労働省が「依存症対策総合支援事業の実施について」の通知を発出し、令和元年 8 月に神奈川県が「神奈川県依存症相談拠点機関設置運営事業実施要綱」を施行した。川崎市では、令和 2 年 1 月に川崎市精神保健福祉センター(現総合リハビリテーション推進センターこころの健康課)が「依存症相談拠点」として、指定を受けており、相談支援拠点として 6 つの事業に関して、必要な取り組みを進めている。

ア 連携会議運営事業

(ア) 依存症情報交換会

- ・目的 地域の依存症に関する情報や課題を共有し、共に川崎市における依存症支援体制の充実を図る。
- ・日時 令和 6 年 1 月 26 日 (火)
- ・出席者 川崎市内の依存症回復支援施設及び自助グループ (アルコールケアセンターたんぼぼ、ホッとスペース中原、AA、NA 南関東エリア、川崎ダルク、川崎マック、更生保護法人川崎自立会、Nesting、地域活動支援センターK-GAP)
精神保健課 北部地域支援室 川崎区役所精神保健係 こころの健康課
久里浜医療センター医師 計 20 名

(イ) 組織支援・連携協力 (P14 (Ⅱ-1 (4) 17・18) 参照)

- ・川崎アディクションフォーラム
- ・川崎南部協力委員会

イ 専門相談支援事業

(ア) 特定相談 (電話、来所、訪問)

相談種別件数 (P41 (2) ア「相談種別件数」再掲)

計	アルコール	薬物	ギャンブル
258	162	54	42

(イ) メール相談・その他の相談 (P41 (2) イ再掲)

相談者数

計	本人	家族	その他	計
アルコール・薬物	6	4	3	13
女性のための依存症 電話相談	1	0	0	1

ウ 支援者研修事業

(ア) 教育研修 (P11 参照)

- ・アルコール依存症対応力向上研修
- ・生活保護医療介護扶助研修

(イ) 技術指導・技術支援 (P11、12 参照)

- ・アルコール依存症に関する事例検討会
- ・断酒新生会

エ 治療・回復支援事業

- ・だるま〜ぷ

平成 25 年度に、国立精神保健研究所薬物依存症部の協力を得て、アルコール・薬物依存症者に対して認知行動療法的プログラム「だるま〜ぷ」を制作し、平成 26 年度より実施してい

る。プログラムは1コース10回シリーズで構成しており、川崎マックなど市内の依存症回復支援施設の協力を得て実施している。

参加者数

開催回数	参加者（延）	参加者（実）
10	103	12

また、令和5年度は市内の依存症回復支援機関（川崎ダルク）でのだるま〜ぶ実施に伴い、職員が施設に出向し、技術指導も行った。

参加者数

開催回数	参加者（延）	参加者（実）
10	76	10

オ 家族支援事業

（ア）アルコール依存症問題家族セミナー

- ・対象：家族のアルコール問題で困っている方
- ・内容：講義と参加者のわかしあいの形式。アルコール依存症についての知識と家族の対応の学習及び家族同士の問題共有と支え合い。回復への体験談を聞く機会も設けている。
- ・講師：桑名 洋平、菅野 真由香（大石クリニック）

参加者数

開催回数	参加者（延）	参加者（実）
12	95	34

（イ）薬物・ギャンブル問題家族セミナー

- ・対象：家族の薬物問題で困っている方
- ・内容：講義と話し合いの形式による。薬物・ギャンブル依存症の知識と家族の対応についての学習及び家族同士の問題共有と支え合い。回復への体験談を聞く機会も設けている。
- ・講師：菅野 真由香（大石クリニック）

参加者数

開催回数	参加者（延）	参加者（実）
12	121	28

9 こころの相談所（診療業務）

（１）診療時間

月曜 13：00～17：00

水曜 9：00～12：00、13：00～17：00

新規患者への事前面接、個別支援等は診療時間外にも随時実施

（２）診療実績

外来患者実数（新規）：5名

外来患者実数（再来）：97名

外来患者延数：1,414名

1日平均外来患者数：14.4名（年間診療日数98日）

新規患者照会元

当所では医療・保健・福祉の連携が必須となり、民間医療機関では受け入れが困難なケースを対象としており、原則として関係機関等の紹介のある患者を受け入れている。

新規患者紹介元内訳

	計	保健所	福祉関係	医療機関	教育機関	自助G	その他
男	2	1	1	0	0	0	0
女	3	2	1	0	0	0	0

患者内訳

新規再来別	男女別	合計	病 名											
			F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F99	G40	G47
			症状性を含む器質性精神障害	精神作用物質使用による障害	統合失調症及び妄想性障害	気分障害	ストレス身体表現・神経症性障害	生理的障害・身体的要因行動症候群	成人の人格及び行動の障害	知的障害	心理的発達の障害	特定不能の精神障害	てんかん	睡眠障害
新規	計	5	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	男	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再来	計	97	0	22	15	17	20	1	2	7	10	0	3	0
	男	65	0	18	11	9	8	1	2	6	9	0	1	0
	女	32	0	4	4	8	12	0	0	1	1	0	2	0
合計	計	102	0	25	16	18	20	1	2	7	10	0	3	0
	男	67	0	19	11	10	8	1	2	6	9	0	1	0
	女	35	0	6	5	8	12	0	0	1	1	0	2	0

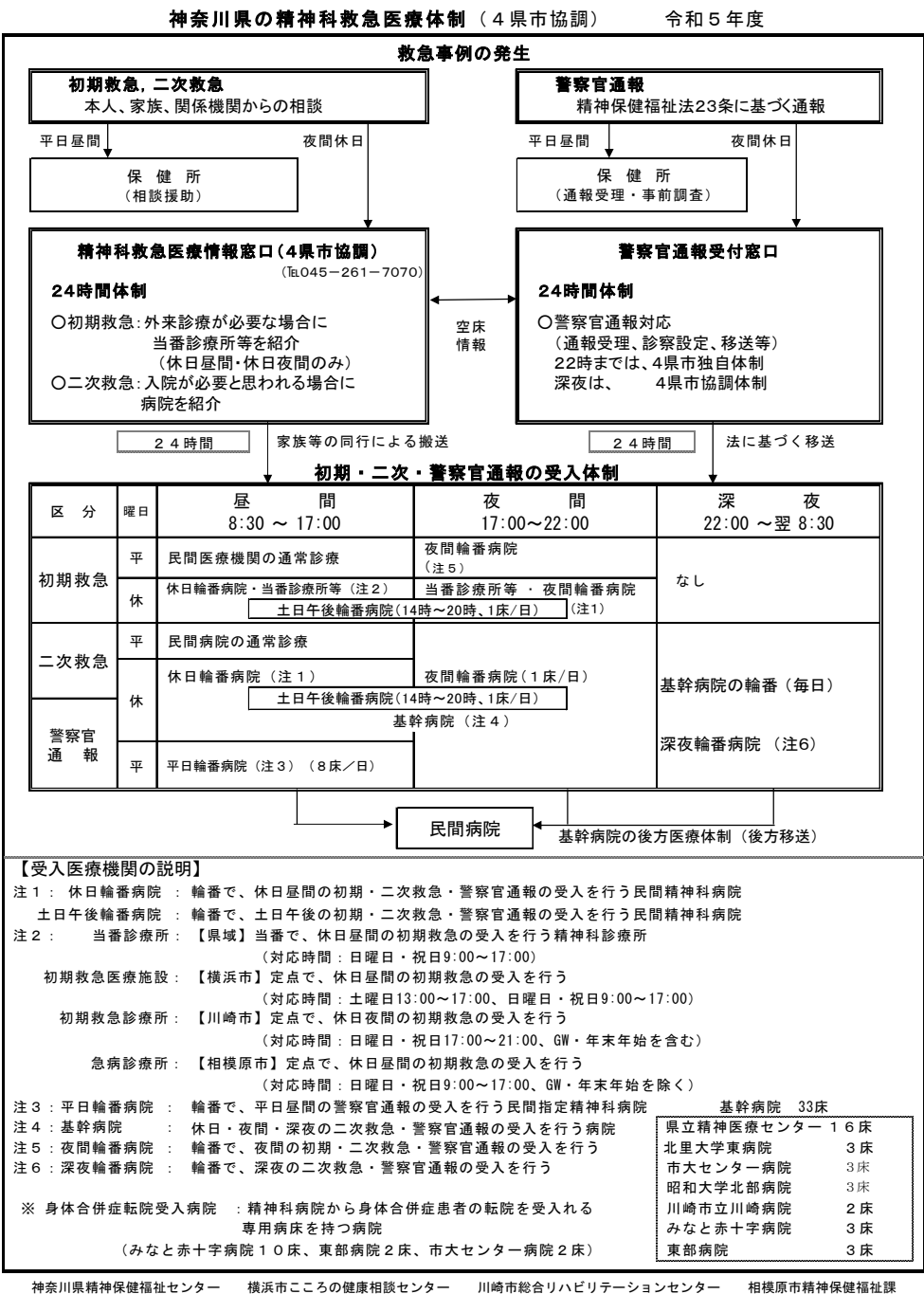
「ICDコード」：国際疾病分類第10版（ICD-10）2013年版準拠

10 精神科救急

精神科救急担当は、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により緊急に精神科医療を必要とする場合に、その状態に応じて迅速かつ適切に医療につなげ、精神科救急患者の医療の確保と保護を行う精神科救急医療業務を担う。神奈川県、横浜市及び相模原市との4県市協調事業として24時間365日体制で運用している。

また、精神科救急を経て措置入院となった者が退院後に地域で安心してその人らしい生活を送るために、包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的とし、退院後支援に取り組んでいる。退院後支援は、平成31年3月に策定した「川崎市における措置入院患者の退院後支援の手引き」に基づき、精神科救急担当と各地域支援室が協働して運用している。

(1) 精神科救急医療体制の概要



(2) 精神科救急医療情報窓口

ア 窓口運営時間

(ア) 平日 17 時～翌 8 時 30 分

(イ) 休日 8 時 30 分～翌 8 時 30 分

イ 精神科救急医療受け入れ医療機関の体制

(ア) 当番診療所

休日昼間・夜間に初期救急を行う精神科診療所を、県域および政令 3 市に確保し輪番対応

(イ) 休日輪番病院

土日祝休日昼間に全県 1 区で、1 日 4 病院に各々空床 1 床確保し輪番対応

(ウ) 基幹病院

夜間・深夜・休日については、公立及び大学付属病院 7 つの指定病院等で対応

実績 (川崎市分)

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談件数	60	60	59	65	53	42	63	51	49	79	57	57	695
病院紹介件数	4	5	5	6	1	3	5	4	7	14	8	5	67

(3) 精神保健福祉法条文別の診察結果等状況

令和 5 年度通報等受付件数・診察結果内訳

		22条	23条					24条	25条	26条	26条の2	26条の3	27条2項	
		(診察及び 一般及び 保護の 申請)	警察官通報					検 察 官 の 通 報	保 護 観 察 所 の 長 の 通 報	矯 正 施 設 の 長 の 通 報	精 神 病 院 の 管 理 者 の 届 出	指 定 通 院 医 療 機 関 管 理 者 ・ 保 護 観 察 所 通 報	市 長 の 職 権 に よ る 診 察	合 計
			平日	休日	夜間	深夜	23条 合計							
申請・通報届出件数		4	68	31	58	89	246	18	0	54	0	0	0	322
取下げ件数		0	0	2	2	3	7	0	0	0	0	0	0	7
診察不実施件数		4	27	10	25	26	88	6	0	54	0	0	0	152
診察件数		0	41	19	31	60	151	12	0	0	0	0	0	163
診 察 結 果	措置入院	0	30	15	23	40	108	11	0	0	0	0	0	119
	緊急措置入院	0	3	1	2	2	8	0	0	0	0	0	0	8
	再診察で不要措置	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	医療保護入院	0	1	2	2	7	12	1	0	0	0	0	0	13
	任意入院	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	入院外診療	0	7	1	4	8	20	0	0	0	0	0	0	20
	医療不要	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2
措置率 (%)		0	73	79	74	67	72	92	0	0	0	0	0	73

(4) こころの健康課・地域支援室等事例検討会議

毎月1回、前月に精神保健福祉法に基づく通報となった全事例について、こころの健康課精神科救急担当と地域支援室とで措置診察の要否判断に至るプロセスや措置診察の状況を振り返り、人権に対する配慮が適切に行われたことを確認するとともに、個別事例の地域における支援について検討している。令和5年度については全322件の通報事例について検討を行った。

(5) 措置入院者の退院後支援

平成31年4月より、「川崎市における措置入院患者の退院後支援の手引き」に基づき、こころの健康課と3地域支援室とが協働し運用している。事例検討会での協議をふまえ、本人及び家族等のニーズに合った支援を組み立てるよう努めており、「手引き」に基づく計画を策定する退院後支援、計画策定はないが従来通りの行政による支援（通常支援）、高齢や児童、知的・身体障害など他部署中心の支援等を行っている。

令和3、4年度は事業開始後の実績を振り返り、より幅広い対象者への効率的な支援導入を目指し、手引きの改訂を行った。具体的には、計画策定に要する一連の作業や複数回の面接設定を簡便化し、当事者と支援者が限られた面接場面でも合意形成を行えるようにした。また、市内に帰住する措置入院者全員に対し、行政による支援の案内を徹底するため、入院時に原則全例に書面による支援案内を配布すると共に、入院中の面接を強化した。

令和5年度は、市外で措置入院となった者についても退院後支援の対象となりうるため、退院後の居住地を管轄する地域支援室が主体となり対応することの明文化や、退院後支援について同意取得後の期限が明確化されていなかったため、当該病院に入院してから1年と定義すること、対象者や家族に広く周知できるよう「計画」という文言を削除する等、手引きの改訂を行った。

措置入院者の院内面接及び退院後支援状況

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
措置入院		190	(100%)	172	(100%)	126	(100%)
入院時支援案内		原則全例		原則全例		原則全例	
院内面接	あり	91	(48%)	99	(58%)	74	(59%)
	なし・保留中	99	(52%)	73	(42%)	52	(41%)
退院後支援 状況	他縣市帰住		29		21		16
	市内帰住	161	(100%)	151	(100%)	110	(100%)
	退院後支援	45	(28%)	61	(40%)	41	(37%)
	通常支援	48	(30%)	35	(23%)	28	(25%)
	他部署中心の支援	23	(14%)	13	(9%)	12	(11%)
	相談時対応	21	(13%)	24	(16%)	12	(11%)
	支援不可	8	(5%)	5	(3%)	2	(2%)
	その他	16	(10%)	13	(9%)	15	(14%)

1 1 地域移行・地域定着支援体制整備事業、医療観察法

(1) 地域移行・地域定着支援体制整備事業

地域移行・地域定着支援体制整備担当は、精神障害者の地域移行・地域定着支援が円滑に実施されるように、生活保護・自立支援室の生活保護精神障害者地域移行推進員（以下、「推進員」という）と協働し、個別の退院支援等の調整や事業推進に関する研修を実施してきたが、推進員の確保が困難で1年間欠員であった。

令和3年10月より、委託の相談支援事業所が再編され、地域型相談支援センターは相談支援担当地区の明確化、基幹相談支援センターは各区1か所から南部、中部、北部の3圏域に集約され、広域調整や後方支援が役割や帰住先のない退院支援においては、基幹相談支援センターが担うことと整理された。地区担当制で相談先が明確になったものの、取組みの広がりや事業所全体に行き渡っておらず、支援状況調査対象39事業所中、23事業所が支援実績がなかった。相談支援従事者等への事業啓発やあり方に関して事務局で協議し、必要な体制整備を行っていく必要がある。

ア 実施体制

企画・連携推進課係長1名、職員1名、推進員は欠員（会計年度任用職員）の2名で4つの部会ワーキング活動の取りまとめ、運営等を実施した。

イ 業務実績

推進員が欠員であったため従前より実施してきた福祉事務所への地域移行支援に係る事業説明及び巡回相談が実施できなかった。福祉事務所等からの相談に対して電話対応程度に留まった。

令和5年度の相談件数は11件（生活保護5、生活保護以外6）

相談件数

	計	生活保護	生活保護以外
医療機関	5	2	3
高齢・障害課	1	1	0
障害者相談支援センター	3	0	3
保護課	2	2	
本人	0	0	0
計	11	5	6

問合せ件数（インテーク）

	継続			新規			終結			次年度継続		
	計	市外	市内	計	市外	市内	計	市外	市内	計	市外	市内
男	4	2	2	2	2	0	5	3	2	1	1	0
女	4	2	2	1	1	0	5	3	2	0	0	0
計	8	4	4	3	3	0	10	6	4	1	1	0

訪問、ケア会議回数

	計	生活保護	生活保護以外
医療機関	4	1	3
関係機関	0	0	0
本人	0	0	0
来所	0	0	0
計	4	1	3
ケア会議	1	0	1

相談終結状況（市内病院・市外病院からの依頼）

		計	退院	はるかぜへ	他機関へ	問合せ等	次年度継続
市外病院	男	4	0	2	0	2	1
	女	3	1	0	0	2	0
	計	7	1	2	0	4	1
市内病院	男	2	0	0	0	2	0
	女	4	0	2	0	2	0
	計	6	0	2	0	4	0

川崎市地域自立支援協議会 精神障害者地域移行・地域定着支援部会

	開催日	参加数(部会構成員、事務局員他)
1	4月19日	34名
2	6月21日	39名
3	8月16日	34名
4	10月18日	26名（業務整理WG休会のため）
5	12月20日	22名（業務整理WG休会のため）
6	2月21日	30名

川崎市地域自立支援協議会 精神障害者地域移行・地域定着支援部会事務局会議

	開催日	参加数（部会長、事務局員）
1	5月10日	12名
2	7月12日	10名
3	9月13日	9名
4	11月8日	8名
5	1月10日	9名
6	3月13日	9名

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（構築推進事業）

ア 地域移行・地域定着支援に関する研修会の開催

- (ア) 「精神科病院からの地域移行・地域定着支援」 参加者 57 名
令和 6 年 1 月 12 日開催 会場：川崎市総合自治会館 ホール
講師：東横恵愛病院 医療福祉相談室 山口 愛悠 氏
地域相談支援センターシリウス 木村 恵実 氏

地域活動支援センターA 型の機能に関する懇談会の経過及び今後の方向性について

【説明】 健康福祉局 精神保健課職員

(イ) 精神障害者地域移行・地域定着支援部会・川崎市居住支援協議会共催 参加者 44 名

「住宅と福祉の相互理解を進めるために」

～地域包括ケアシステムの推進の実現は安心して住める住居の確保から～

令和 5 年 11 月 10 日 開催 会場：川崎市医師会館

第 1 部 実践報告 ①居住支援法人川崎ロイヤル株式会社

つながる住まいの相談窓口 石井 俊江 氏

「不動産系居住支援法人の取組みから」

②宿泊型自立訓練施設から

桜の風もみの木 松下 亜未 氏

「精神障害者の地域生活支援を応援する立場から」

第 2 部 パネルディスカッション

～川崎で賃貸物件を提供してもらうにはどのような取組みが必要か？～

不動産事業者、相談支援事業者、福祉・住宅関係部署職員

チェリッシュ株式会社 米田 恵子 氏

川崎市南部基幹相談支援センター 大田 大輔 氏

イ 心のサポーター養成事業について

地域包括ケアシステム構築を進めるためには、地域住民の理解や支えも重要であり、地域住民に対する普及啓発を効果的な方法で実施していくことが求められている。構築推進事業の事業メニューにおいて、「普及啓発に係る事業」を実施しているところだが、現状、実施している自治体は少なく、取組例においても地域住民との双方向で実施しているものは多くない。

そのため、「令和 2 年度障害者総合福祉推進事業 課題番号 38 精神障害者の心理的危機に対する早期対応や危機介入方法の普及と教育効果に関する検討」において、「メンタルヘルス・ファーストエイド」の考え方にもとづいたメンタルヘルスの知識と対応に関するマテリアル及びその指導方法に関する教育モデルの検討が行われている。

これらの事業を参考に、本事業では「こころサポーターを養成するための 2 時間の研修プログラム」（以下、「心のサポーター養成研修プログラム」という。）及び「心のサポーターの指導者を養成するプログラム」（以下、「指導者養成研修プログラム」という。）の 2 つのプログラムにもとづいた研修を実施し、地域住民に対する初期対応法を広く普及するために、令和 3 年度から「心のサポーター養成事業」を試行的に実施することとなった。

令和 3 年度より、神奈川県を含め全国 8 か所程度でモデル事業として実施し、横浜市及び相模原市とともに、参加した。令和 5 年度についても、引き続きモデル事業として 4 県市共同で事業実施に至っている。

(ア) 心のサポーターとは

心のサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のことを指してお

り、各地域で心のサポーターが養成されていくことで、普及啓発に寄与するとともに、精神疾患の予防や早期介入に繋げることを目的としている。

(イ) 心のサポーター養成研修プログラムの内容

心のサポーター養成研修は共通研修を 1 時間 30 分、選択研修を 30 分間の計 2 時間の研修となっている。今年度、選択研修は一律で「こころの病気について学ぶ」を実施した。

a 心のサポーター養成研修

- ・イントロダクション（心のサポーター養成研修参加者の声や研修の内容と目標等）
- ・心のサポーターの紹介
- ・こころの病気の実際
- ・こころの病気からの回復
- ・こころサポートする方法
- ・グループワーク（聴くワークやこころのセルフケア）
- ・まとめ

b 選択研修（下記から 1 つ選択し、実施）

- ・ストレスコーピングでセルフケア
- ・こころの病気について学ぶ
- ・摂食障害について学ぶ
- ・てんかんについて学ぶ
- ・高次脳機能障害を知ろう

(ウ) 令和 5 年度開催実績

神奈川県・横浜市・相模原市・川崎市においては、計 13 回の開催があった。対面形式による集合開催のほか、オンラインによる開催もされ、4 区市共同での実施体制の下、合計 797 名の参加があった。なお、川崎市内において地域住民を対象とした対面形式による集合開催の回は下記のとおり。

- | | | |
|----------------------|-------------|-----------|
| ・令和 5 年 10 月 3 日（火） | 会場：川崎市医師会 | 参加者数：48 名 |
| ・令和 5 年 10 月 10 日（火） | 会場：川崎市役所本庁舎 | 参加者数：66 名 |

(3) 医療観察法対象者への地域支援

ア 実施体制

心身喪失者等医療観察法に伴う地域支援は、地域社会における処遇のガイドライン（平成 17 年 4 月法務省作成）に準拠して行っている。医療観察法対象者へのコーディネートは横浜保護観察所の社会復帰調整官が行うこととなっているが、地域処遇においては医療面だけでなく生活上の支援を行うことも極めて重要であることから、対象者への安定・継続した支援を行う必要性を考慮し、保護観察所より協力依頼を受けた初期段階から市内 3 か所に設置する地域支援室を中心に関わりを持つこととしている。実際の支援はケア会議で決定されるが、各区地域みまもり支援センターや相談支援事業所と協力して定期的な家庭訪問を行い、生活状況を把握するほか、関係機関と連絡を密に取り、対象者が安定した地域生活が営めるよう様々な相談支援を行っている。

当センターでは、市全域の医療観察法対象者の状況把握を行うとともに、当市の医療観察法に関する窓口として保護観察所との連絡調整を担っている。

イ 関係機関会議

市全域の医療観察法対象者の状況把握を行うとともに、当市の医療観察法に関する窓口として保護観察所との連絡調整を担うため、市内 3 か所の地域支援室とともに関係機関との会議に参加した。

- ・医療観察制度地域連絡協議会・・・1 回

・医療観察制度運営連絡協議会・・・1回

(4) 入所施設からの地域移行（地域定着支援）事業

本市の第5次かわさきノーマライゼーションプランの「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながらともに支えあう、自立と共生の地域社会の実現」を基本理念に、丁寧な意思決定支援によって入所施設を利用した上で生活の再構築に取り組み、身近な地域で自分らしく暮らし続けられるように、重層的な支援体制の整備に向けて令和3年10月に「川崎市地域自立支援協議会入所施設からの地域移行部会」を設置し取り組みを進めている。

22回の事務局会議と4回（6月、8月、11月、2月）の部会を開催した。また事業の理解、促進を目的に関係機関向け研修会を2回行った。

ア 実施体制

障害計画課事業調整担当係長1名、職員1名、企画・連携推進課係長1名、職員1名及び地域移行コーディネーター4名（桜の風2名、川崎ラシクル2名）が事務局となり部会の運営を行った。

イ 業務実績

地域移行支援に関わる機関がその理念や全体像をイメージを共有し、具体的に取り組みを進めることができるよう、標準例として「川崎市入所施設からの地域移行業務ガイドライン（Ver1.0）」の小規模な改定を行った（令和6年3月）。

ウ 研修会の開催

（ア）地域移行に向けた交流研修会 対象：市内入所施設職員

第1回 令和5年8月2日（水）開催 会場：桜の風 参加者10名

第2回 令和5年11月24日（金）開催 会場：川崎ラシクル 参加者16名

（イ）地域移行実践報告会

令和6年1月25日（木）開催 会場：川崎市医師会館（オンライン併用）参加者29名

第1部 実践報告

障がい者支援施設 みずさわ 相談員 上岡 傑 氏

支援員 辻本 洋平 氏

ガイドラインの説明 地域移行コーディネーター 川崎ラシクル 伊草 裕貴 氏

第2部 グループワーク

エ 地域での生活・定着状況調査

入所施設からの地域移行支援を進めていく上で、調査事例の蓄積による課題整理より、地域の暮らしを継続していくために必要な地域定着支援（アフターフォロー）体制の整備、強化に向けた基礎資料とするために実施。

実施主体：桜の風地域移行コーディネーター

調査対象：桜の風の利用を終了した68名から3名を選定。

対象者①言語によるコミュニケーションが図れるグループホーム在住者。

②コミュニケーションツールを使用されるシェアハウス在住者。

③言語によるコミュニケーションが難しいグループホーム在住者。

調査方法：本人や家族、施設職員へ地域移行後の様子について、以下4つの項目についてコーディネーター2名によるインタビュー及び同意による動画撮影。

- 調査項目：①生活に関すること（生活リズム、食事、睡眠等）
②行動に関すること（行動症状的なもの、趣味や余暇、コミュニケーション等）
③健康に関すること（体調の変化等）
④地域資源の活用（フォーマル、インフォーマル資源の活用度）

1 2 社会的ひきこもり対策事業

令和3年4月から、ひきこもり状態にある本人や家族等からの一次相談と、原則18歳以上の明らかな障害のないひきこもりの継続相談窓口として川崎市ひきこもり地域支援センターを設置（委託）。

相談受付時間を19時まで延長するほか、土曜・祝祭日も開所するなど、多様なライフスタイルに応じられるよう受付体制を拡大するとともに、心理や精神保健に係る専門職を配置することで、ニーズに応じて支援機関につなげるアセスメント機能を充実させた。

（1）全支援状況

実件数

			小計A	小計B	合計
新規相談	相談のみ（終了）	201	269	201	365
	継続支援（ケース登録）	68		164	
前年度繰越	継続支援（ケース登録）	96	96		

年代別実件数

10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上	不明	計
54	116	71	70	31	7	1	15	365

相談者別実件数

家族親族									当事者	関係機関等	その他	計
母	父	両親	きょうだい	祖母	祖父	祖父母	パートナー	その他				
153	40	13	48	5	1	0	1	7	51	42	4	365

相談支援延件数

電話	メール	来所	訪問 (アウトリーチ)	計
486	48	527	1,200	2,261

その他の支援延件数

当事者グループ	家族グループ	多機関連携	郵送・他	計
590	83	253	452	1,378

（2）新規相談状況

実件数

電話	メール	来所	計
213	48	8	269

(3) 継続支援（ケース登録）状況

性別実件数

男	女	その他	計
132	32	0	164

年代別実件数

10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上	計	※平均年齢
15	66	40	31	11	1	0	164	32.1歳

地区別実件数

川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	計
23	17	27	20	24	31	22	0	164

受付時点におけるひきこもり延期間別実件数

3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上 15年未満	15年以上 18年未満	18年以上21 年未満	21年以上	計
46	40	20	21	5	4	12	16	164

※ 相談開始時における平均ひきこもり延期間 8年2ヶ月

当事者グループ活動状況

	実施 回数	参加延人数			
		男性	女性	その他	計
集団療法的グループ	75	417	0	0	417
うち、プレグループ	0	0	0	0	0
作業系グループ	42	145	9	0	154
合計	117	562	9	0	571

家族グループ活動状況

	実施 回数	参加延人数			
		母親	父親	その他	計
家族教室	3	49	29	3	81
家族懇談会	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	3	49	29	3	81

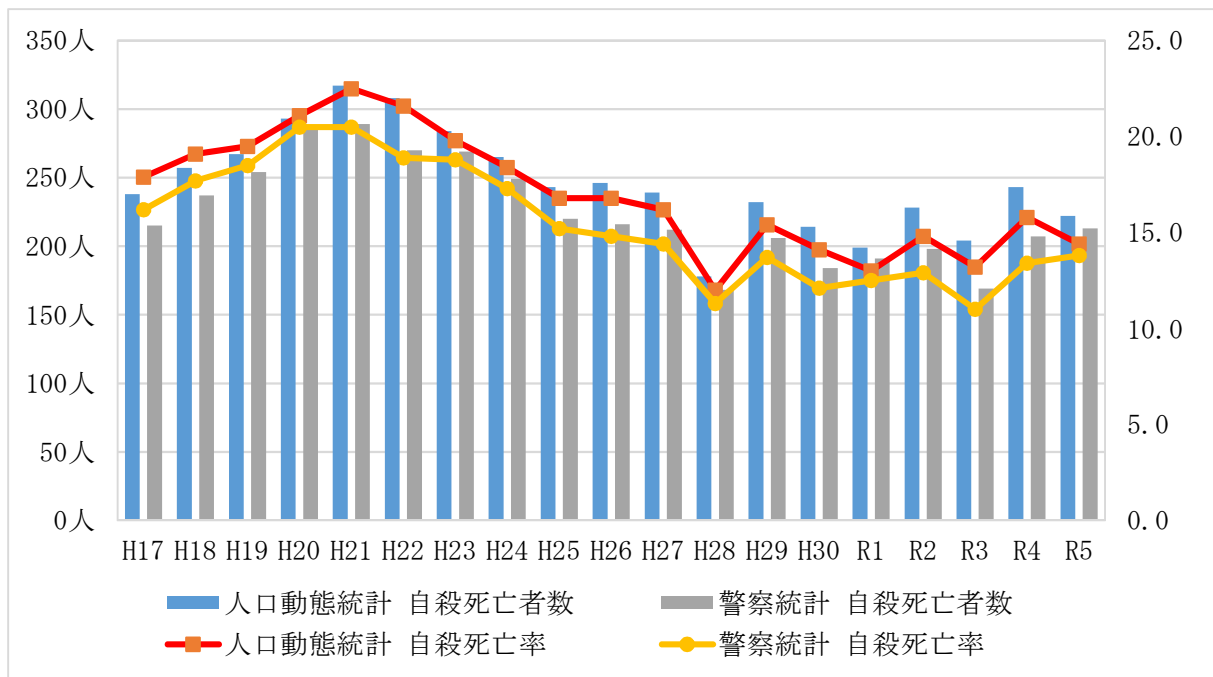
1 3 自殺対策

本市の自殺対策は、平成 25 年 12 月に制定された「川崎市自殺対策の推進に関する条例」をもとに、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、平成 27 年度以降、3 年間を計画期間とする「自殺対策総合推進計画（以下「計画」という）」を定め、自殺対策を推進してきた。令和 5 年度末に、第 3 次計画までの取組を踏まえ、基礎的な枠組みの構築や課題分析の蓄積が一定進んだことから、より長期的な視点を持って取組を推進・評価していくため、計画期間を 3 年間から 6 年間に変更し、令和 6 年 3 月に「第 4 次川崎市自殺対策総合推進計画」を策定した。

計画では、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念、「ひとりでも多くのいのちを守る」という計画の目標を実現するために、方針 1「自殺の実態を知る」、方針 2「自殺防止のためにつながる」、方針 3「自殺防止のために支える」を掲げ、さらに条例に規定された 9 つの事項に関して必要な取り組みを進めている。

(1) 川崎市の自殺の現状

		平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
人口動態統計	自殺者数	293	243	214	204	243	222
	自殺死亡率	21.1	16.8	14.1	13.2	15.8	14.4
警察統計	自殺者数	285	220	184	169	207	213
	自殺死亡率	20.5	15.2	12.1	11.0	13.4	13.8



(2) 調査研究等

- ・川崎市自殺総合対策におけるゲートキーパー養成研修の研修資材の開発と効果測定
- ・川崎市自殺対策総合推進計画に係る自殺統計分析
- ・川崎市こころの健康に関する意識調査実施

(3) 普及啓発

- ・ライトアッププロジェクト 9月10日～16日 川崎マリエン及びアトレ川崎、夢の絆・川崎

- ・JR 南武線・鶴見線鉄道広告掲出 9月1日～30日、3月1日～31日
- ・広報コーナー（アゼリア地下街）への展示 9月2日～9月16日、3月3日～3月17日
- ・アゼリアビジョンを利用した相談勧奨映像の放映（15秒CM） 9月、3月
- ・ラジオ放送（FMかわさき）での呼びかけ
- ・講演会の開催（P7参照）
 - こころの健康セミナー 10月14日
 - 職場の安全・安心セミナー 2月14日
- ・刊行物の発行・配布（P9参照）

（４）人材育成

ア ゲートキーパー養成

自殺に至る要因は多岐にわたるため、日常生活の様々な場面において自殺につながる要因に気づき、必要な支援につなぐことができる人を増やし、また異なる立場や役割について理解し連携することで、自殺予防を図ることを目的とする。一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。単独の講座だけでなく、様々な研修講演に併せて実施した。

合計 20回 1,455人

- （内訳）・一般市民（身近な人に対するゲートキーパー）： 516人
- ・職域・サービス業対象（職務上関わる人に対するゲートキーパー） 543人
- ・教育、医療、保健、福祉相談支援事業者対象： 396人

イ 自殺対策関連人材育成（P7～8参照）

- ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修（11月18日）

（５）自死遺族支援

ア 自死遺族の集い「かわさきこもれびの会」

自死遺族相互の分かち合いを目的とし、平成19年度から神奈川県と合同で開催。平成21年5月より、川崎市単独での開催に変更した。当センターのこころの健康支援担当を中心に、市内3か所の地域支援室と協働で運営している。

【日程】隔月開催 14：00～16：00

（5月11日、7月6日、9月7日、11月2日、1月4日、3月7日）

【会場】川崎市総合福祉センター（エポックなかやほら）

参加者数

	延人数	実数
参加者数	13	8

イ 自死遺族ほっとライン（専用電話相談）

平成21年9月に川崎市独自で自死遺族専用電話相談を開設。

平成28年4月からは、開始の時間をさらに1時間拡大した。

【日程】毎月第2・4木曜日 12：00～16：00

相談件数

開催回数	相談件数
24	16

1 4 リハビリテーション専門職による子どもの発達の評価・助言

(1) 業務内容

発達に遅れや偏り等がある、またはその疑いがあり、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（リハビリテーション専門職）による専門的な評価・助言を要する状況であるにも関わらず、児童相談所への一時保護等の事情により、相談支援機関が関わっているものの、地域療育センター等のリハビリテーション専門職による支援を受けることが難しい児童が一定数存在する。

こうした児童に対する専門的な評価・助言は、令和2年度までは障害者更生相談所にて対応していたが、令和3年度の総合リハビリテーション推進センター設置以降は、児童相談所や各区役所等の相談に応じ、各地域支援室の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が引き続き対応している。

理学療法士(P T)	姿勢および基本動作能力の評価や歩行分析評価と提案、その他障害相談等を実施。
言語聴覚士(S T)	言語発達、発音、吃音等の評価や学習面の評価と提案、難聴児の相談、その他障害相談等を実施。
作業療法士(O T)	感覚・運動面、手指操作面、食事面の評価、眼球運動や目と手の協応の評価、様々な活動の評価と提案、その他障害相談等を実施。

(2) 相談取扱件数

依頼元	こども家庭センター (現在の南部児童相談所)	中部児童相談所	北部児童相談所	区役所	その他
件数	6	0	2	0	0

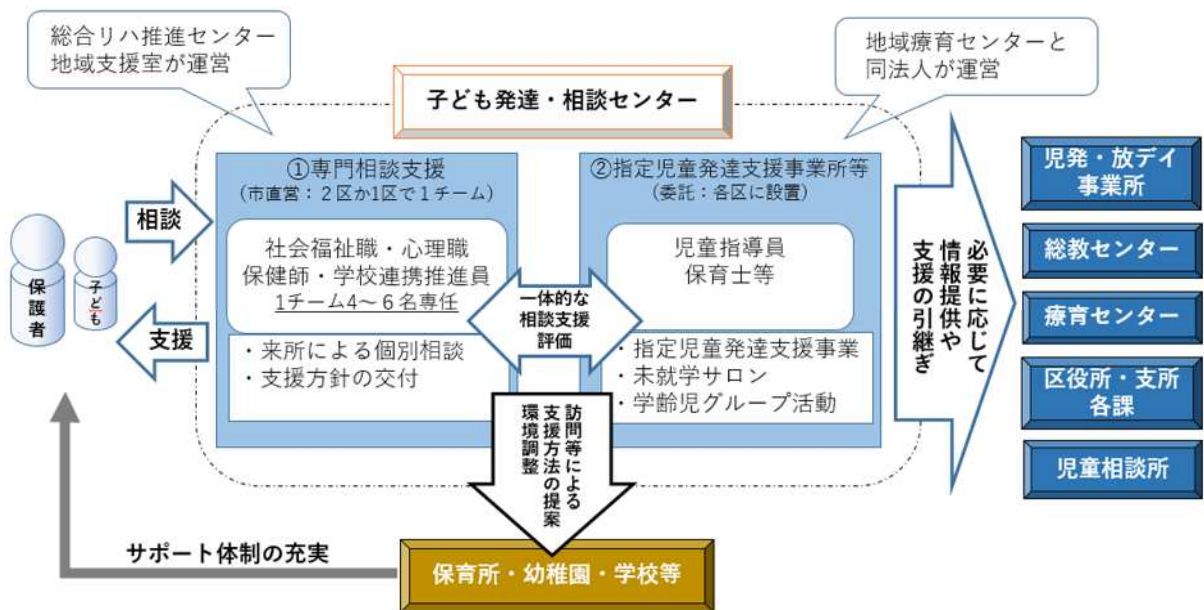
15 子ども発達・相談センター（きっずサポート）業務

（1）業務内容

急増する子どもの発達に関する相談ニーズ等の高まりに対応するため、新たな専門相談機関として「子ども発達・相談センター（きっずサポート）」を令和3年10月に川崎区・幸区に、令和4年10月に宮前区・多摩区に、令和5年10月に麻生区に各区1か所設置した。同センターでは相談員が保護者から相談を受け、保護者と一緒に必要な対応方法を検討するとともに、福祉サービス等の利用の提案を行う。

未就学児については、必要に応じて同センター内の児童発達支援事業所等を活用しながら支援する。また、保育所・幼稚園・学校等へ、子どもの対応方法について助言や提案を行う。

＜子ども発達・相談センター（きっずサポート）体制図＞



ア 相談・支援の流れ（専門相談支援：市直営、児童発達支援事業所等：設置区を管轄する地域療育センター運営法人に委託）

（ア）子ども・保護者との面談

面談では保護者からの情報収集と、子どもの行動観察等を行う。必要時、子どもの評価を行う。

（イ）所属（保育所・幼稚園・学校等）への確認

所属のある子どもについては、保護者の同意を得たうえで、所属での子どもの様子を所属に電話・訪問等で確認する。

（ウ）集団での行動観察

場合によっては、同センター内の指定児童発達支援事業所の体験利用で、行動観察を行う。

（エ）支援方針の作成・交付

「支援方針」とは、子ども発達・相談センターで作成する子どもに必要な支援内容を整理したものである。子どもに合わせた対応方法や利用できる福祉サービスを書面にて作成し、保護者等に提案する。

(オ) 同センター内児童発達支援事業所等の利用

未就学児でかつ利用対象になる子どもには、指定児童発達支援事業の利用を提案する。

指定児童発達支援事業所の職員は、子どもの発達の経過を見たり保護者に対応方法を助言し、必要な場合は継続支援先へつなぐ等、支援を行う。なお、同事業の利用期間はおおむね3か月（1クール）を基本とする。

また、指定児童発達支援事業以外にも、未就学児向けのサロンや、学齢児向けのグループ活動を実施し、子どもと保護者の支援をする（市単独の委託事業）。

(カ) 対応機関の調整

引き続き支援が必要な場合には、必要な福祉サービス利用や子どもの所属での支援が継続されるよう、関係機関と調整する。

イ 職種

専門相談支援（市直営）	児童発達支援事業所等（委託）
・ 社会福祉職 ・ 心理職 ・ 保健師 ・ 学校連携推進員	・ 児童指導員 ・ 保育士 等

(2) 相談件数

ア 来所児童数

1,193 人

イ 来所児童年齢内訳

※（）内は新規来所児童数

未就学児

年齢（学年）	0歳児～2歳児	3歳児～5歳児	合計
人数(人)	426 (412)	560 (469)	986 (881)

学齢児

学年	小1・小2	小3・小4	小5・小6	中学生	高校生	合計
人数(人)	117 (96)	56 (56)	24 (22)	9 (9)	1 (1)	207 (184)

ウ 相談主訴（新規相談のみ・複数選択可）

※ 相談内容の項目として件数の多いもの上位3項目

相談内容	相談者数（人）	相談全体に占める割合
行動面・情緒面	768	72%
言語・コミュニケーション	449	42%
対人面	205	19%

参考）新規相談者数：1,065 人

エ 支援方針交付児童数

年齢区分	未就学児	学齢児	合計
交付児童数（人）	923	211	1134

オ 支援方針に記載した対応機関の内訳（複数選択可）

対応機関	子ども発達・相談センター内			外部機関								なし
	児発	未就学 サロン	学齢児 グループ	児発・ 放デイ	所属	区役所／ 支所	地域療育 センター	総合教育 センター	児童 相談所	医療機関	その他	
（件）	631	104	43	339	923	80	238	73	19	30	22	7

- ※ 対応機関とは、子ども発達・相談センター（きつずサポート）での相談後、子どもや家族の支援を行う機関として提案したもの
- ※ 未就学サロンと学齢児グループは子ども発達・相談センターで実施している事業
未就学サロンは、発達支援や子育て支援を行うグループ活動、学齢児グループは児童の特性に合わせて必要なサポートをしながら活動支援を行うグループ活動
- ※ 児発とは児童発達支援事業所の略称で、障害や発達に心配がある未就学児に療育を提供する事業所
- ※ 放デイとは放課後等デイサービス事業所の略称で、就学している障害児に授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を提供する事業所
- ※ その他には「児童家庭センター」や「発達相談支援センター」等が含まれる。

1 6 医療的ケア児・者等支援拠点業務

身体障害や知的障害の有無にかかわらず、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的なケアを受けることが不可欠な子どもや大人のことを「医療的ケア児・者」という。現在は、医療の発展により、医療的ケア児・者が増加するとともに、NICU 等への入院期間が短くなり人工呼吸器装着であっても生後2～3か月で退院となる事例が一般化してきている。しかし、病院は広域対応しているため地域の社会資源を詳細に把握することが難しい状況にあることから、病院と地域との間に立って退院支援や在宅支援を調整する役割や相談支援の必要性が生じていたため、本市では令和3年4月に医療的ケア児・者等やその家族の相談支援を担う専門機関として「医療的ケア児・者等支援拠点」を市内2か所（南部は市直営で総合リハ推進センターが担当、北部は社会福祉法人に委託）に整備した。

支援拠点では、個別支援として退院支援や医療機関・訪問診療・訪問看護との連絡調整、地域支援として保健・医療・教育・福祉等の各種関係機関との連携体制構築等、災害時支援として災害時個別避難計画の作成や各種施策の情報提供等を担っている。

その他、令和5年度は地域の支援力向上を目的とした「医療的ケア児等支援者養成研修」を企画・実施するとともに、医療的ケアの理解向上を目的とした啓発冊子として、「知ってほしい医療的ケアのこと～支援者のためのハンドブック～」の作成・周知等を行った。

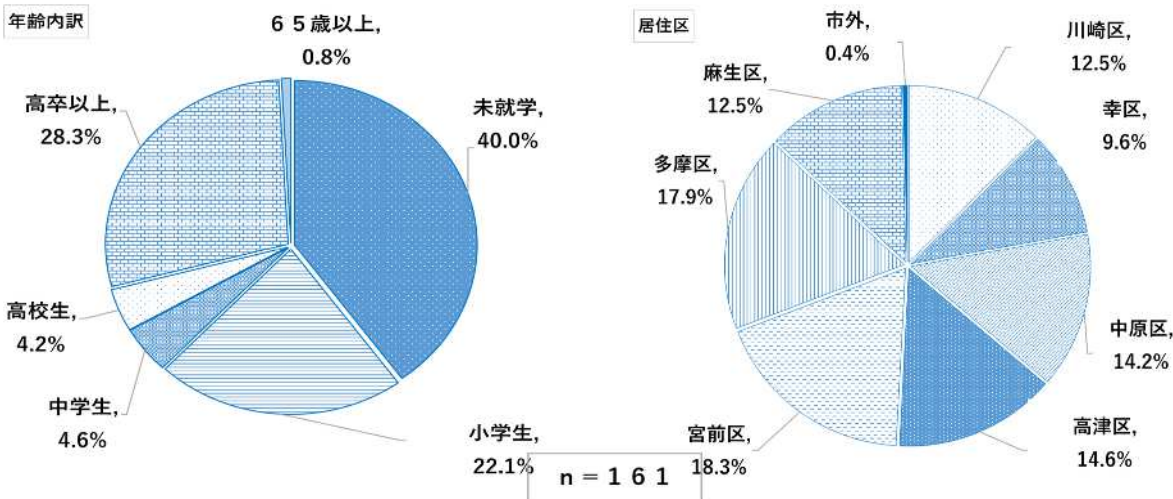
(1) 相談件数

※「高校生」には「特別支援学校高等部」在籍児童を含む

※「南部」は川崎区・幸区・中原区を、「北部」は高津区・宮前区・多摩区・麻生区を担当

		前年度からの継続	新規件数 (再相談含む)	終了件数	継続件数 R6.3末時点
①南部 (総合リハ) ※市直営	医療的ケア児 (高校生以下)	46	34	5	75
	医療的ケア者	7	6	0	13
	不明	0	0	0	0
	合計	53	40	5	88
②北部 ※委託により運営	医療的ケア児 (高校生以下)	67	53	25	95
	医療的ケア者	41	26	10	57
	不明	0	3	3	0
	合計	108	82	38	152
市 合 計 (①+②)	医療的ケア児 (高校生以下)	113	87	30	170
	医療的ケア者	48	32	10	70
	不明	0	3	3	0
	合計	161	122	43	240

(2) 年度末継続ケースの状況



17 あんしん見守り一時入院事業

(1) 目的

医療依存度の高い在宅で療養中の方が、居宅において療養が困難となった場合に、医療機関への入院治療により療養の継続及び家族の支援を図る。

(2) 対象者

市内に居住する在宅で療養中の方であって、人工呼吸器による常時管理や頻回な吸引、中心静脈栄養、腹膜透析等の高度な医療的ケアを必要とする状態であり、以下のいずれかに該当する方。

ア 要介護認定を受けている方

イ 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方

ウ 重症心身障害児者

エ 医療的ケア児

※医療機関での入院治療を必要とする方、他制度・他施策の利用が可能な方は対象外

(3) 実績

	人数
前年度末登録数	28
新規登録数	7
廃止数	8
今年度末登録数	97

18 入所調整関係業務

(1) 障害児入所施設入所調整会議

障害児入所施設入所調整会議は、川崎市内に設置される福祉型障害児入所施設および医療型障害児入所施設への入所を希望する者等について、公正かつ円滑に入所調整を行うことを目的として設置されており、令和3年度から当センターが運営している。

令和5年度障害児入所施設入所調整会議実施回数...6回

(2) 障害者入所施設の入所調整

障害者支援施設入所調整の事務局を担い、市内障害者施設と各区地域みまもり支援センター・各地区健康福祉ステーションとの連絡調整を行うとともに、障害者入所施設が開催する入所調整カンファレンスに企画・連携推進課と地域支援室が参加している。

令和5年度障害者入所施設入所調整カンファレンス参加回数...12回

1 9 高齢者関係事業

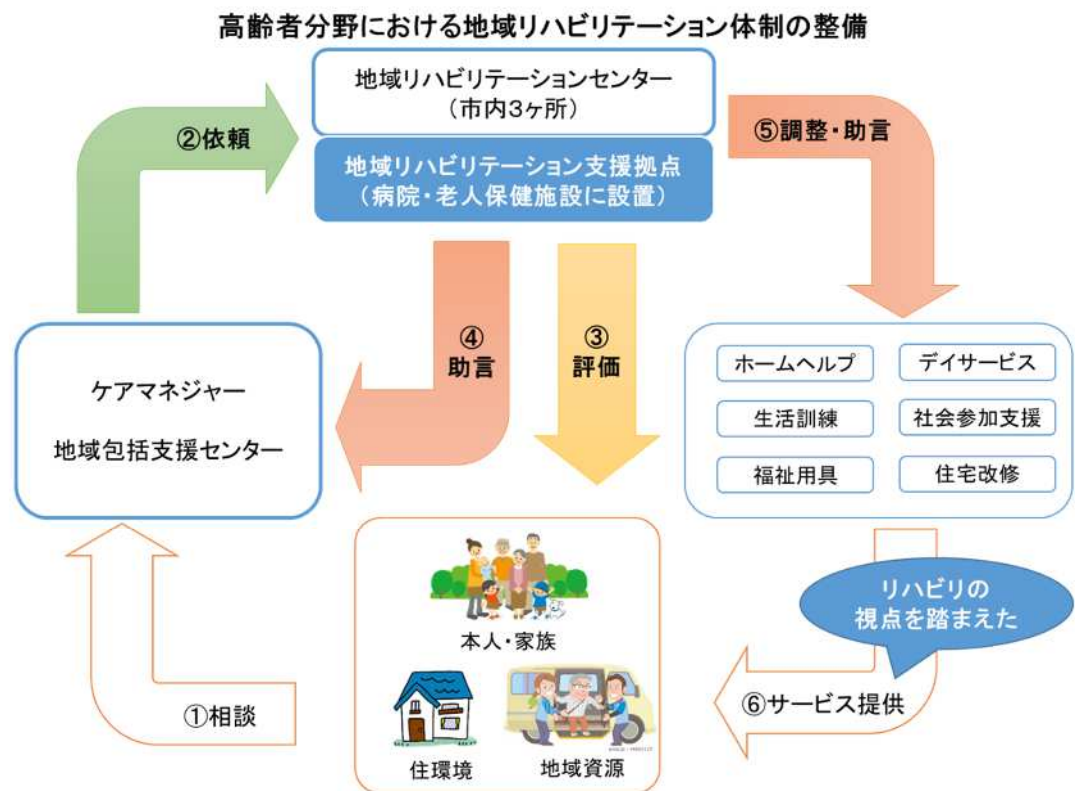
(1) 高齢者分野における地域リハビリテーション体制の構築

本市では、相談支援・ケアマネジメントのプロセスにリハビリ専門職が関与することによって、サービスの質の改善と多様な分野の連携を促進し、要介護高齢者等が住み慣れた自宅等で自分らしく暮らせるよう、令和3年度から市内8か所の病院・介護老人保健施設に地域リハビリテーション支援拠点（以下「リハ拠点」という）を設置した（令和6年度からは11か所体制）。当センターでは、リハ拠点に関する各種会議の開催やガイドライン作成等の運営支援を行っている。

(2) 地域リハビリテーション支援拠点事業の概要

ア 目的

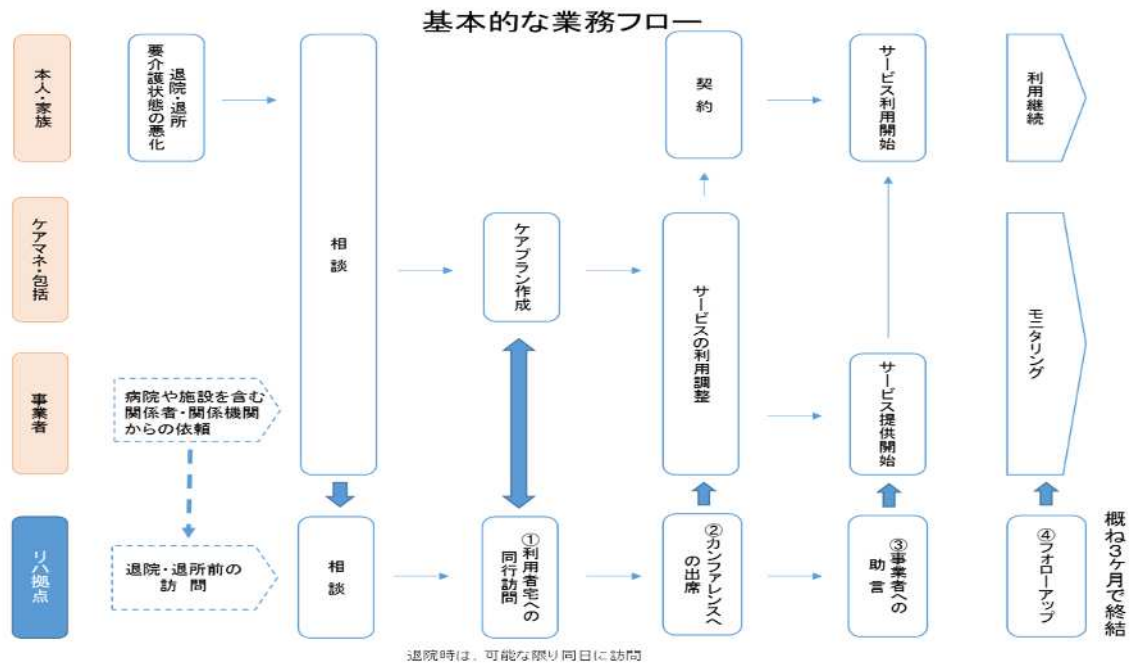
リハ拠点は、相談支援・ケアマネジメントのプロセスにリハビリ専門職が関与することにより、自立支援の理念に基づいて参加・活動を促し、サービスの質の改善と多様な分野の連携を促進し、要介護高齢者等が住み慣れた自宅等で自分らしく暮らせることを目的としている。



イ 業務内容

(ア) ケアマネジメント支援

- ・身体・認知機能や生活環境に関する助言
- ・医療に関する助言
- ・介護サービス・ケアの方法に関する助言
- ・福祉用具・住宅改修に関する助言



(イ) 介護予防活動への技術的支援

- ・介護予防活動等に対する専門的な助言
- ・セミナー等の開催支援

ウ 職員配置

- ・コーディネーター（リハビリテーション専門職）
- ・調整員（ソーシャルワーカー等）

エ 拠点事業所

- ・川崎協同病院
- ・総合川崎臨港病院
- ・介護老人保健施設千の風・川崎
- ・介護老人保健施設たかつ
- ・介護老人保健施設ゆい
- ・介護老人保健施設樹の丘
- ・老人保健施設レストア川崎
- ・介護老人保健施設よみうりランドケアセンター
- ・介護老人保健施設 虹が丘リハビリケアセンター
- ・たま日吉台病院
- ・麻生リハビリ総合病院

(3) 地域リハビリテーション支援拠点の運営支援

ア 全体会

日程	5月12日（金）から3月1日（金）まで（全6回）
内容	情報共有・意見交換、事例共有、ワーキング進捗状況の報告等
参加者	地域リハビリテーション支援拠点、地域リハビリテーションセンター（地域支援室、在宅支援室）、隆島研吾氏（アドバイザー）、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

イ 情報交換会

日程	4月7日（金）から2月2日（金）まで（全6回）
内容	情報共有・意見交換、事例共有、研修報告
参加者	地域リハビリテーション支援拠点、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

ウ ガイドライン作成ワーキング

日程	12月7日（月）（全1回）
内容	地域リハビリテーション支援拠点業務実施ガイドライン【ケアマネジメント支援編】の改訂に向けた検討
参加者	地域リハビリテーション支援拠点、総合リハビリテーション推進センター

エ パンフレット改訂ワーキング

日程	11月17日（金）から2月5日（月）まで（全3回）
内容	介護支援専門員向けのパンフレット作成に向けた検討
参加者	地域リハビリテーション支援拠点、総合リハビリテーション推進センター

オ 研修検討ワーキング

日程	10月23日（月）から3月11日（月）まで（全4回）
内容	第2期（令和6年度から令和8年度まで）から地域リハビリテーション支援拠点事業に従事する方を対象した研修の企画
参加者	地域リハビリテーション支援拠点、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

(4) 高齢者分野における相談支援・ケアマネジメント体制の強化

高齢者分野における相談支援・ケアマネジメント体制の強化を図るため、各種会議・研修の開催や区役所・地域包括支援センターに対する助言、事例検討会の開催支援、「高齢者がいきいきと暮らすためのソーシャルワーク実践のコツ」の普及啓発等を実施した。

ア 地域包括支援センター連絡会議

日程	4月24日（月）、9月25日（月）、2月26日（月）
内容	地域包括支援センターの運営等に係る実務的な事項の共有・協議等
参加者	地域包括支援センター、区役所高齢・障害課／地域支援課、地区健康福祉ステーション、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

イ 地域包括支援センター業務検討会議

日程	5月18日(木)、10月26日(木)、1月18日(木)、3月14日(木)
内容	地域包括支援センターの業務における実務上の課題等の整理、課題解決に向けた検討等
参加者	地域包括支援センター、区役所高齢・障害課、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

ウ 個別支援における課題整理の支援、地域ケア会議・事例検討会等

総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課に地域ケアコーディネーター3名を配置し、区役所・地域包括支援センターの支援困難ケースに対する助言、地域ケア会議への参加支援及び事例検討会の開催支援を実施した。

支援内容	支援件数
個別事例相談	10
個別ケア会議	41
事例検討会(定例)	21
事例検討会(単発)	18
相談支援・ケアマネジメント推進委員会	12
相談支援・ケアマネジメント調整会議	6
地域ケア圏域会議	4
認知症チーム員会議	6
コアメンバー会議	3
ネットワークミーティング	4
その他	10
合計	135

エ 「高齢者がいきいきと暮らすためのソーシャルワーク実践のコツ」の普及啓発

令和4年度に作成した「高齢者がいきいきと暮らすためのソーシャルワーク実践のコツ ～ともに未来をつくる～ Ver.0.9」の普及啓発を図るため、読書会や使い方講座(P9 照)、出前講座(P15 参照)を開催した。(再掲)

(5) 医療・介護連携の推進

本市では、高齢者人口が令和32(2050)年頃まで増え続けることから、市内の医療ニーズの増大が予想されている。限られた資源を有効に活用しながら、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには、多職種が連携した在宅医療・ケアの取組を推進し、本人や家族に寄り添った医療・介護を提供することが求められている。

そこで、医療・介護連携に関する研修や、医療資源等に関する情報提供等を実施した。

ア 在宅チーム医療を担う地域リーダー研修(再掲)

日程	3月3日(日)
内容・講師	基調講演「病院内外の多職種連携による退院支援の意義とポイント」 講師：宇都宮宏子氏(在宅ケア移行支援研究所宇都宮宏子オフィス代表) パネルディスカッション「入退院前後の在宅生活を途切れなく支援するための連携上のポイント」講師：高木暢氏(多摩ファミリークリニック)、 郡さゆり氏、宮川恵子氏(川崎市立多摩病院医療相談センター)、福岡真理子氏(あうん介護支援センター)
参加者数	市内医療・介護・福祉従事者127名

イ 入退院支援に関する研修（再掲）

日程	9月12日（火）、9月26日（火）
内容・講師	講演①「病院・在宅の連携と入退院支援」 講師：川上賢太（健康福祉局地域包括ケア推進室担当係長） 講演②「事例からみる入退院支援の流れと連携のポイント」 講師：上原嘉子氏（日本医科大学武蔵小杉病院医療福祉支援室）、尾石恵美子氏（株式会社セレモニアあっぷるケアプランセンター溝の口）、宮田雅子氏（宮前平訪問看護ステーション）
参加者数	介護支援専門員、病院職員 95 名

ウ 医療資源等に関する情報提供等

相談類型	相談件数
病院探し	4 件
レスパイト・ショートステイ	60 件
その他	6 件
合計	70 件

（6）介護・福祉従事者の人材育成

総合研修センターと連携し、介護・福祉従事者向け研修の企画・運営を実施した。

【参考】各種手帳等件数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（１）川崎市の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付数

	人口数 (人)	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
		台帳登載数 (人)	出現率	台帳登載数 (人)	出現率	台帳登載数 (人)	出現率
川崎区	233,305	6,873	29.5	2,325	10.0	2,896	12.4
幸 区	174,026	4,880	28.0	1,666	9.6	1,969	11.3
中原区	263,097	4,812	18.3	1,545	5.9	2,320	8.8
高津区	231,835	5,339	23.0	2,097	9.0	2,730	11.8
宮前区	234,842	5,485	23.4	2,141	9.1	2,658	11.3
多摩区	217,257	5,069	23.3	1,810	8.3	2,746	12.6
麻生区	178,469	4,132	23.2	1,412	7.9	2,068	11.6
全 区	1,532,831	36,590	23.9	12,996	8.5	17,387	11.3

* 出現率は人口 1,000 人あたりの人数（‰：パーミル）。

川崎市における出現率の年度別推移（1,000 人あたりの人数）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
身体障害者	24.8	24.8	24.5	24.2	23.9
知的障害者	7.2	7.5	7.8	8.1	8.5
精神障害者	9.2	9.3	9.9	9.8	11.3

(2) 身体障害者手帳所持者数

障害種別		年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	18歳未満		13	7	2	3	1	0	26
	18歳以上65歳未満		193	260	44	54	143	31	725
	65歳以上		506	551	65	127	192	63	1,504
	小計		712	818	111	184	336	94	2,255
聴覚・平衡機能障害	18歳未満		2	36	18	19	0	31	106
	18歳以上65歳未満		20	354	95	129	8	226	832
	65歳以上		37	380	246	888	10	971	2,532
	小計		59	770	359	1,036	18	1,228	3,470
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満		0	0	0	2	0	0	2
	18歳以上65歳未満		3	6	33	124	0	0	166
	65歳以上		0	17	212	78	0	0	307
	小計		3	23	245	204	0	0	475
肢体不自由	18歳未満		238	123	74	50	28	29	542
	18歳以上65歳未満		1,437	1,399	788	997	576	406	5,603
	65歳以上		1,934	2,187	1,897	3,261	752	422	10,453
	小計		3,609	3,709	2,759	4,308	1,356	857	16,598
内部障害	心臓機能障害	18歳未満	54	1	38	19	0	0	112
		18歳以上65歳未満	850	4	209	222	0	0	1,285
		65歳以上	4,213	28	868	537	0	0	5,646
		小計	5,117	33	1,115	778	0	0	7,043
	じん臓機能障害	18歳未満	6	0	0	0	0	0	6
		18歳以上65歳未満	1,360	0	7	12	0	0	1,379
		65歳以上	2,247	0	2	8	0	0	2,257
		小計	3,613	0	9	20	0	0	3,642
	呼吸器機能障害	18歳未満	18	0	1	3	0	0	22
		18歳以上65歳未満	41	6	22	19	0	0	88
		65歳以上	106	10	136	82	0	0	334
		小計	165	16	159	104	0	0	444
	ぼうこう又は直腸機能障害	18歳未満	0	1	9	7	0	0	17
		18歳以上65歳未満	4	6	23	366	0	0	399
		65歳以上	1	0	64	1,517	0	0	1,582
		小計	5	7	96	1,890	0	0	1,998
	小腸機能障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
		18歳以上65歳未満	7	0	6	24	0	0	37
		65歳以上	4	1	1	4	0	0	10
		小計	12	1	7	28	0	0	48
	免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18歳以上65歳未満	68	137	139	99	0	0	443
		65歳以上	20	19	10	3	0	0	52
		合計	88	156	149	102	0	0	495
	肝臓機能障害	18歳未満	26	0	0	0	0	0	26
		18歳以上65歳未満	58	6	7	5	0	0	76
		65歳以上	11	4	2	3	0	0	20
		小計	95	10	9	8	0	0	122
	小計	18歳未満	105	2	48	29	0	0	184
		18歳以上65歳未満	2,388	159	413	747	0	0	3,707
		65歳以上	6,602	62	1,083	2,154	0	0	9,901
		小計	9,095	223	1,544	2,930	0	0	13,792
合 計	18歳未満		358	168	142	103	29	60	860
	18歳以上65歳未満		4,041	2,178	1,373	2,051	727	663	11,033
	65歳以上		9,079	3,197	3,503	6,508	954	1,456	24,697
	計		13,478	5,543	5,018	8,662	1,710	2,179	36,590

(3) 身体障害者手帳所持者数の推移

年度	障害種別	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
令和5年度末	視覚障害	2,255	712	818	111	184	336	94
	聴覚・平衡機能障害	3,470	59	770	359	1,036	18	1,228
	音声・言語・そしゃく機能障害	475	3	23	245	204	0	0
	肢体不自由	16,598	3,609	3,709	2,759	4,308	1,356	857
	内部障害	心臓機能障害	7,043	5,117	33	1,115	778	0
		じん臓機能障害	3,642	3,613	0	9	20	0
		呼吸器機能障害	444	165	16	159	104	0
		ぼうこう又は直腸機能障害	1,998	5	7	96	1,890	0
		小腸機能障害	48	12	1	7	28	0
		免疫機能障害	495	88	156	149	102	0
		肝臓機能障害	122	95	10	9	8	0
		小計	13,792	9,095	223	1,544	2,930	0
	合計	36,590	13,478	5,543	5,018	8,662	1,710	2,179
令和4年度末	視覚障害	2,238	714	802	109	184	320	109
	聴覚・平衡機能障害	3,462	57	783	355	1,003	18	1,246
	音声・言語・そしゃく機能障害	478	3	25	252	198	0	0
	肢体不自由	17,152	3,692	3,830	2,887	4,498	1,382	863
	内部障害	心臓機能障害	6,950	5,191	31	1,006	722	0
		じん臓機能障害	3,583	3,553	0	12	18	0
		呼吸器機能障害	458	155	18	178	107	0
		ぼうこう又は直腸機能障害	1,993	5	6	99	1,883	0
		小腸機能障害	52	16	2	8	26	0
		免疫機能障害	478	84	149	147	98	0
		肝臓機能障害	120	96	9	7	8	0
		小計	13,634	9,100	215	1,457	2,862	0
	合計	36,964	13,566	5,655	5,060	8,745	1,720	2,218
令和3年度末	視覚障害	2,246	698	801	96	195	339	117
	聴覚・平衡機能障害	3,456	60	792	360	986	15	1,243
	音声・言語・そしゃく機能障害	477	3	27	247	200	0	0
	肢体不自由	17,609	3,760	3,874	3,019	4,693	1,393	870
	内部障害	心臓機能障害	6,902	5,346	25	878	653	0
		じん臓機能障害	3,539	3,510	0	13	16	0
		呼吸器機能障害	474	157	17	183	117	0
		ぼうこう又は直腸機能障害	1,947	2	6	97	1,842	0
		小腸機能障害	51	14	1	8	28	0
		免疫機能障害	462	78	148	143	93	0
		肝臓機能障害	114	88	9	7	10	0
		小計	13,489	9,195	206	1,329	2,759	0
	合計	37,277	13,716	5,700	5,051	8,833	1,747	2,230
令和2年度末	視覚障害	2,236	685	797	107	179	345	123
	聴覚・平衡機能障害	3,406	57	807	351	959	14	1,218
	音声・言語・そしゃく機能障害	475	3	26	248	198	0	0
	肢体不自由	18,217	3,833	4,046	3,163	4,879	1,435	861
	内部障害	心臓機能障害	6,793	5,386	22	776	609	0
		じん臓機能障害	3,582	3,547	1	19	15	0
		呼吸器機能障害	478	153	15	188	122	0
		ぼうこう又は直腸機能障害	1,960	3	6	103	1,848	0
		小腸機能障害	55	18	1	7	29	0
		免疫機能障害	462	81	150	143	88	0
		肝臓機能障害	116	89	12	6	9	0
		小計	13,446	9,277	207	1,242	2,720	0
	合計	37,780	13,855	5,883	5,111	8,935	1,794	2,202
令和元年度末	視覚障害	2,219	685	785	107	168	347	127
	聴覚・平衡機能障害	3,349	58	809	362	928	12	1,180
	音声・言語・そしゃく機能障害	466	3	26	246	191	0	0
	肢体不自由	18,462	3,867	4,094	3,250	4,968	1,425	858
	内部障害	心臓機能障害	6,553	5,326	20	652	555	0
		じん臓機能障害	3,523	3,497	1	11	14	0
		呼吸器機能障害	504	152	17	206	129	0
		ぼうこう又は直腸機能障害	1,895	3	5	99	1,788	0
		小腸機能障害	55	17	0	7	31	0
		免疫機能障害	441	77	140	139	85	0
		肝臓機能障害	112	85	14	6	7	0
		小計	13,083	8,986	195	1,030	2,508	0
	合計	37,579	13,770	5,911	5,085	8,864	1,784	2,165

(4) 療育手帳所持者数（判定のみ受けている方も含む）

		川崎区				幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
		川崎	大師	田島								
～17歳	A 1	28	17	16	61	54	73	61	65	44	50	408
	A 2	23	33	28	84	68	75	86	92	67	73	545
	B 1	38	39	21	98	98	89	107	99	94	80	665
	B 2	168	204	134	506	347	303	376	431	338	264	2,565
18～64歳	A 1	96	67	83	246	177	157	230	262	208	164	1,444
	A 2	94	70	50	214	173	175	242	263	207	166	1,440
	B 1	147	113	100	360	222	227	288	297	272	188	1,854
	B 2	241	205	193	639	455	390	608	548	490	370	3,500
65歳～	A 1	10	3	4	17	14	12	12	12	10	14	91
	A 2	24	7	7	38	21	13	30	29	31	15	177
	B 1	14	12	16	42	28	21	39	27	30	19	206
	B 2	11	4	5	20	9	10	18	16	19	9	101
～17歳		257	293	199	749	567	540	630	687	543	467	4,183
18～64歳		578	455	426	1,459	1,027	949	1,368	1,370	1,177	888	8,238
65歳～		59	26	32	117	72	56	99	84	90	57	575
A 1		134	87	103	324	245	242	303	339	262	228	1,943
A 2		141	110	85	336	262	263	358	384	305	254	2,162
B 1		199	164	137	500	348	337	434	423	396	287	2,725
B 2		420	413	332	1,165	811	703	1,002	995	847	643	6,166
合計		894	774	657	2,325	1,666	1,545	2,097	2,141	1,810	1,412	12,996

(5) 療育手帳所持者数（判定のみ受けている方も含む）の推移

年度	程度	計	川崎区				幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
			川崎	大師	田島							
令和5年度末	A 1	1,943	134	87	103	324	245	242	303	339	262	228
	A 2	2,162	141	110	85	336	262	263	358	384	305	254
	B 1	2,725	199	164	137	500	348	337	434	423	396	287
	B 2	6,166	420	413	332	1,165	811	703	1,002	995	847	643
	計	12,996	894	774	657	2,325	1,666	1,545	2,097	2,141	1,810	1,412
令和4年度末	A 1	1,911	137	87	99	323	244	239	296	328	257	224
	A 2	2,122	140	102	84	326	259	255	347	382	307	246
	B 1	2,636	189	155	132	476	349	337	416	412	374	272
	B 2	5,737	403	378	310	1,091	771	663	942	902	777	591
	計	12,406	869	722	625	2,216	1,623	1,494	2,001	2,024	1,715	1,333
令和3年度末	A 1	1,885	133	86	96	315	243	238	297	319	248	225
	A 2	2,076	147	103	76	326	244	260	343	362	301	240
	B 1	2,555	195	149	129	473	339	318	400	398	363	264
	B 2	5,363	395	354	294	1,043	727	628	886	831	724	524
	計	11,879	870	692	595	2,157	1,553	1,444	1,926	1,910	1,636	1,253
令和2年度末	A 1	1,858	131	86	90	307	239	236	291	316	249	220
	A 2	2,045	152	103	75	330	240	252	337	361	288	237
	B 1	2,470	180	150	126	456	315	311	387	383	366	252
	B 2	5,047	373	335	278	986	685	611	835	786	659	485
	計	11,420	836	674	569	2,079	1,479	1,410	1,850	1,846	1,562	1,194
令和元年度末	A 1	1,839	128	86	89	303	240	233	294	310	246	213
	A 2	1,993	150	98	71	319	231	243	326	357	281	236
	B 1	2,405	175	144	121	440	306	308	389	372	355	235
	B 2	4,740	350	310	242	902	649	579	793	731	624	462
	計	10,977	803	638	523	1,964	1,426	1,363	1,802	1,770	1,506	1,146

(6) 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）居住区別受給者数

	計	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
令和5年度	29,510	4,788	3,245	4,297	4,544	4,451	4,771	3,414
令和4年度	28,412	4,649	3,121	4,146	4,322	4,337	4,548	3,289
令和3年度	27,003	4,420	2,947	3,950	4,121	4,128	4,304	3,133
令和2年度	28,709	4,770	3,075	4,250	4,341	4,322	4,657	3,294
令和元年度	24,783	4,031	2,695	3,710	3,816	3,708	3,995	2,828

(7) 精神保健福祉手帳所持者数

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
～17歳	1級	2	3	0	2	6	2	0	15
	2級	31	20	20	28	26	17	25	167
	3級	34	30	11	28	43	24	11	181
18～64歳	1級	87	77	91	90	116	89	85	635
	2級	1,278	891	1,132	1,191	1,250	1,303	1,034	8,079
	3級	1,050	669	786	1,015	866	1,005	671	6,062
65歳～	1級	47	51	55	72	51	54	38	368
	2級	243	149	168	212	212	192	152	1,328
	3級	124	79	57	92	88	60	52	552
～17歳		67	53	31	58	75	43	36	363
18～64歳		2,415	1,637	2,009	2,296	2,232	2,397	1,790	14,776
65歳～		414	279	280	376	351	306	242	2,248
1級		136	131	146	164	173	145	123	1,018
2級		1,552	1,060	1,320	1,431	1,488	1,512	1,211	9,574
3級		1,208	778	854	1,135	997	1,089	734	6,795
合計		2,896	1,969	2,320	2,730	2,658	2,746	2,068	17,387

(8) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳居住区別所持者数

	区 等級	計	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
令和 5 年度	1級	1,018	136	131	146	164	173	145	123
	2級	9,574	1,552	1,060	1,320	1,431	1,488	1,512	1,211
	3級	6,795	1,208	778	854	1,135	997	1,089	734
	計	17,387	2,896	1,969	2,320	2,730	2,658	2,746	2,068
令和 4 年度	1級	1,035	146	127	158	160	176	141	127
	2級	8,979	1,467	995	1,239	1,302	1,415	1,397	1,164
	3級	6,198	1,090	713	775	1,054	932	990	644
	計	16,212	2,703	1,835	2,172	2,516	2,523	2,528	1,935
令和 3 年度	1級	1,036	141	115	140	159	187	154	140
	2級	8,319	1,348	938	1,121	1,215	1,291	1,289	1,117
	3級	5,635	1,018	640	723	926	848	909	571
	計	14,990	2,507	1,693	1,984	2,300	2,326	2,352	1,828
令和 2 年度	1級	1,017	139	120	136	160	176	160	126
	2級	7,781	1,233	884	1,046	1,120	1,230	1,240	1,028
	3級	5,307	985	629	680	862	778	840	533
	計	14,105	2,357	1,633	1,862	2,142	2,184	2,240	1,687
令和 元 年度	1級	1,032	146	121	134	167	174	170	120
	2級	7,665	1,178	872	1,043	1,109	1,220	1,222	1,021
	3級	5,255	936	620	696	888	761	830	524
	計	13,952	2,260	1,613	1,873	2,164	2,155	2,222	1,665

令和5年度
総合リハビリテーション推進センター所報

発行元
川崎市健康福祉局
総合リハビリテーション推進センター

〒210-0024
川崎市川崎区日進町5-1

発行人 竹島 正